

設置の趣旨等を記載した書類 目次

I 大学院研究科設置の趣旨及び必要性	4
1. 設置の趣旨	4
2. 設置の必要性	5
3. その他のニーズへの対応	6
4. 教育・研究上の目的	7
5. 育成する人材像とディプロマ・ポリシー	7
II 将来構想（将来的に博士課程設置を目指して）	9
III 大学院研究科、専攻等の名称及び学位の名称	9
1. 大学院研究科の名称	9
2. 専攻とコースの名称	10
3. 学位の名称	10
IV 教育課程の編成の考え方及び特色	11
1. 編成の考え方（カリキュラム・ポリシー）	11
2. 編成の特色	13
3. カリキュラム・ポリシーにおける学習成果の評価	22
4. 教育科目の単位の妥当性	23
V 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	24
1. 教育方法	24
2. 履修指導、研究指導の方法	25
3. 修了要件及び修士論文提出要件	26
4. 修士論文の資格審査体制・方法・基準	27
5. 大学院設置基準第 15 条の適用（長期履修制度）	27
6. 研究の倫理審査体制	27
VI 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合	28
1. 提出要件	29
2. 修了要件	29
3. 資格審査体制・方法・基準	29
VII 基礎となる学部との関係	30
VIII 「大学院設置基準」第 2 条の 2 又は第 14 条による教育方法の実施	30
1. 修業年限	31

2.	履修指導及び研究指導の方法	31
3.	授業の実施方法	31
4.	教員の負担の程度.....	31
5.	図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置	31
6.	入学者選抜の概要.....	32
IX	入学者選抜の概要.....	32
1.	基本方針	32
2.	アドミッション・ポリシー	32
3.	出願資格	33
4.	選抜区分	34
5.	募集人員	34
6.	選抜方法	34
7.	選抜体制	35
X	教員組織の編制の考え方及び特色.....	35
1.	教育領域と教員組織の整合性	35
2.	中核的科目と教員組織の関係	35
3.	教員組織の職位別年齢構成	36
4.	本研究科における研究体制	37
XI	施設・設備等の整備計画.....	37
1.	キャンパス、校舎及び施設	37
2.	設備・備品の整備状況	38
3.	図書等の資料及び図書館の整備計画	38
XII	社会人を対象とした大学院教育の一部を本校以外の場所（サテライトキャンパス）で 実施する場合.....	38
XIII	管理運営	39
1.	管理運営体制の概要	39
2.	研究科委員会	39
3.	運営委員会.....	40
4.	学内委員会.....	40
XIV	自己点検・評価	41
1.	基本方針	41

2. 実施体制・実施方法	41
3. 外部評価の実施	42
4. 結果の活用及び公表	42
XV 情報の公表.....	43
1. 基本方針	43
2. 情報提供項目	43
3. 実施方法	44
XVI 教育内容等の改善のための組織的な研修等	44
1. 基本方針	44
2. 実施体制	44
3. 具体的取組.....	44

I 大学院研究科設置の趣旨及び必要性

宮崎国際大学大学院国際教養研究科（修士課程）設置計画の概要（背景、本学の特色や強み、設置の必要性、養成する人材像およびカリキュラム他）をポンチ絵数枚にまとめ、資料1とした。【資料1. 宮崎国際大学大学院「国際教養研究科」修士課程設置計画の概要】また、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーの関係図を資料2-1とした。【資料2-1. 3つのポリシーの関係図】

1. 設置の趣旨

宮崎国際大学は、「礼節・勤労」を建学の精神として1994（平成6）年に開学された。「礼節」とはダイバーシティと同様に、多様化するグローバル社会の中において、お互いが多様な文化、多様な人種を尊重しあう精神である。「勤労」は、何事にも真摯な態度で取り組む精神である。

ところで、大学院教育に関しては、中央教育審議会の2011（平成23）年1月の答申の一つ、「グローバル化社会の大学院教育」を踏まえ、2011（平成23）年8月には第2次大学院教育振興施策要綱が公表されている。この要綱では、グローバル化や知識基盤社会が進展する中、大学院教育の質の保証・向上を図りながら大学院修了者の活躍の視点を重視し、国際的に通用する教育研究拠点としての大学院の役割が求められている。

本学は社会のグローバル化に伴う地域社会（経済界、産業界、教育界他）の多様なニーズと国際的通用性に応えるべく、国際教養学部と教育学部の2学部を構成し、ともに英語教育を重視した教育を行っている。その特徴として、国際教養学部では、外国人教員を多数配置して（2021（令和3）年度：外国人教員の占める割合は全国2位）、ほぼ全ての授業を英語で行い、少人数でのグループ学習を主体としたアクティブラーニング形式を重視する教育を行ってきた。事実、2021（令和3）年の「THE世界大学ランキング」（英国：タイムズ・ハイヤー・エデュケーション）の国内大学ランキングにおいて、総合では121位～130位であるが、国際性分野では全国8位にランキングされている。

今回の大学院修士課程設置の基礎となる国際教養学部は、先述したように、日本語とキャリア科目を除く全ての学部生授業を英語で行い、外国人教員の占める割合が77%（令和3年度実績）である。これまで、企業への英語研修、中学生への異文化理解を深めるイベント、高校生を対象としたEnglish Day等を定期的で開催し、地域のニーズに応えてきた。現在行っているCLIL（Contents Language Integrated Learning：内容語学統合学習）教育は英語圏では無い国が試みている教育体系であり、本学はその先駆けとして注目されてきた。

2015（平成27）年9月の国連サミットで採択されたSDGs 17の目標を達成すべく、各国は様々な取組みを行っている。このSDGsを共通目標として世界各国が協力することは当然である。その中で、コミュニケーション、特に世界共通言語の英語に関して、日本の英語力は2020（令和2）年度の評価では、世界100か国中55位と平均以下となっている。つまり、世界をリードしなければならない先進国としては厳しい状況にある。このSDGs目標達成のためにも、国際性豊かで多国の異文化を理解し、国際的な諸課題に取り組む能力やコミュニケーション能力に優れた人材の輩出は急務となっている。

上記の背景をもとに、激動するグローバル化社会の状況を踏まえ、本学では学部教育に加えて、さらに高度な国際コミュニケーション能力あるいは国際教養（他国の異文化の理解や国際問題・国際課題に関する教養）を涵養した学生を輩出する目的で、大学院国際教養研究科修士課程を設置する。

2. 設置の必要性

本学に大学院修士課程の設置をする理由は、上記の「設置の趣旨」でも記載した様に、「SDGs目標達成のためにも、国際性豊かで多国の異文化を理解し、国際的な諸課題に取り組む能力やコミュニケーション能力に優れた人材の輩出は急務となっている」ことに応える必要や、以下のようなニーズに応える必要があるためである。

1) 地域社会における各業界からのニーズに応える必要性

本学のホームページには宮崎県内の主だった経済界、産業界、サービス・観光業界、マスコミ業界、航空業界等の要職にある方々から寄せられた「学生への激励メッセージ」(<https://www.mic.ac.jp/student/gekirei>)が掲載されている。また、経済界からの寄付による「未来奨学金」制度(<https://www.mic.ac.jp/student/scholarship#after-mirai>)が設けられ、本学の学生への経済的な生活支援が行われている。これらは、県内の各業界が本学の国際教育の重要性を認識し、県内において国際的に活躍できる学生の輩出を本学に期待しているからと思われる。例えば、本学のホームページにJAL（日本航空株式会社）、ANA（全日本空輸株式会社）及びソラシド航空株式会社の取締役社長や支店長からのメッセージが掲載され、本学の卒業生のCA（キャビンアテンダント）就職率は全国8位（出典：「大学ランキング 2022」（朝日新聞出版）p.127 キャビンアテンダント採用 就職率（2020年））の実績がある。本学がCAを養成する専門学校・専門職大学ではないにも関わらず、このような高いCA就職率を有するのは、国際的なコミュニケーション力の育成に加えて、異文化理解の教育を行っているためと推測される。また、農業・工業・商業の産業界や観光業界からの（特に海外企業進出の交渉業務や海外広報業務等への）期待も大きく、学部教育より、さらに高度な大学院教育を受けた優秀な学生の輩出が望まれている。言い換え

れば、英語によるコミュニケーション能力や多国の異文化理解力、及びリベラルアーツをさらに向上させ、グローバルに活躍する人材育成を行う大学院修士課程の設置が望まれている。

そのような社会からのニーズに応えるために、本学に大学院修士課程の設置を行うものである。

2) 進学を希望する在学生のニーズに応える必要性

(ア) 本学の国際教養学部の全学生は、学部2年次の半期に海外研修(留学)が義務付けられている。この海外研修を経験することで、英語力の向上はもちろん、外国を異なる視点で見る能力が備わる。同時に、留学先の大学での少人数セミナー等の経験により、コミュニケーション力のみならず自分の考えを論理的に表現する力(英語での自己表現力)を身に付けることができる。この留学を経験した学生の中には、このような経験を卒業後に国際社会での活躍に結び付けたいと希望する者がいる。しかし、そのような学生は、国際社会で活躍するためには大学院に進学し、より専門性の高い学問を受ける必要があると考えている。事実、毎年、数名が国内あるいは国外の大学院へ進学している。「本学になぜ大学院がないのか?」「大学院があれば進学したい」という在学生の声を教員がしばしば耳にしている。今回行ったアンケート調査(定員充足の根拠となる客観的なデータ)でも、在学生からのこのようなニーズが確認されている。

(イ) 宮崎県内では、国立大学法人宮崎大学に「教職大学院」がある。この教職大学院は、教育職員免許状(幼稚園・小学校・中学校・高等学校)の取得者または取得見込みの者が入学条件になっており、主として教育現場重視的(実務重視的)な教育を行う大学院である。本学の在 student で、小学校教員資格免許及び中・高英語教員免許取得見込みの者は、この教職大学院への受験資格を有する。しかし、中には、もっと多国の異文化を勉強しつつ、英語表現力を向上させ、また、幅広い教養を深め、国際的課題や問題を理解し、それに関する学術的研究等を行いたいという学生も多く、必ずしも教職大学院の教育趣旨にマッチングしていない者もいる。

そのような在学生のニーズに応えるための大学院修士課程の設置が必要である。

3. その他のニーズへの対応

県内の現職の小・中・高校教員の中には、本学のように多くの外国人教員が在籍する教育環境下で、自分の英語表現力を強化したい、あるいは外国語教育法を勉強したい、と思われている人たちがいる。特に今回のアンケート調査で、高校の英語教員の中にはかなり高い比率で、大学院修士課程に行きたいと思っている方々が存在することが判明した。こ

のような方々は、国際的感覚を身に付ける、多国の異文化を理解する、あるいは外国文学を勉強したい等、リベラルアーツの向上を希望していた。そのような小・中・高校教員（あるいは短期大学の教員）のニーズに対応する大学院修士課程の設置が必要である。

4. 教育・研究上の目的

宮崎国際大学大学院国際教養研究科は本学の建学の精神に則り、グローバル社会の多様性を尊重し、多様な人種が共存して豊かな国際社会を築くことに貢献できる人材育成を目的にしている。さらに、グローバルな要請にも応じられるよう、特に言語と国際文化・社会に関する教育を通して、以下に掲げる能力を身に付けた高度な専門的職業人を育成することを目的にする。

本学の国際教養学部は、リベラルアーツ教育を基本とした建学時の理念を堅持しており、その理念は大学院修士課程でも受け継がれる。このリベラルアーツ教育は、豊かな教養と高度な国際性を身に付けるうえで有益である。また、英語教育の専門性をさらに向上させるための専門的知識や研究能力の涵養も、学生が主体的に課題を探求し解決する能力を養う上で必要と思われる。さらに、国際教養学部と教育学部の両学部生にとって、より高度な英語でのコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力の涵養も、本修士課程での大きな目標となる。このような様々な能力を身に付けることで、複雑なグローバル社会の要請に応えられる人材の育成が達成できると考える。

5. 育成する人材像とディプロマ・ポリシー

今回申請する大学院修士課程には2つのコース、国際コミュニケーションコースと国際社会研究コースを設ける予定である。両コースともに、教育上の共通点は多いが、前者は国際的なコミュニケーション力の向上に、後者は多様化する世界の異文化や国際的課題の理解向上に向けて、より傾注した学問を涵養するコースである。これら大学院修士課程の育成する人材像は、宮崎国際大学の学則第1条にある「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、建学の精神「礼節・勤労」に基づき人格の陶冶に務め、国際的視野に立った教養と専門的知識・技術を修得し、文化の発展と人類の福祉に寄与する人材を育成することを目的とする。」に則っている。そのため、上記の学則の目的と、地域社会が要望する「政治・経済・産業・教育他、あらゆる分野で交渉能力や表現能力を有する人材の輩出」に則したいくつかの科目を設定し、より高度な教育を目指すものである。

本修士課程では、修了までに下記に示す姿勢や能力を学生が身に付けることを求めている。各コースにおいて所定の期間在学し、教育目的に沿って設定した授業科目を履修し、所定の単位数を修得して、かつ必要な研究指導を受けた上で、修士論文または特定の課題

についての研究成果の審査及び試験に合格した者に、学位規則に従い修士の学位を授与する。

1) 国際コミュニケーションコースで育成する人材像

現代のグローバル社会や地域社会（いわゆるグローカル社会）では政治・経済・産業・教育他、あらゆる分野で交渉能力や表現能力が必要とされている。そのような現場では、単に語学力だけでのコミュニケーション能力では不十分で、客観的思考力や高度な推理・判断力が求められる。これらの能力の取得は2年間の修士論文での研究や教員からのマンツーマン指導等、学部教育ではできない教育環境のもとで可能となり、また、学部教育にはない特別なカリキュラムや演習等によって培われるものである。さらに、グローカル社会が要求する広範なニーズに対して学術的に貢献し、社会全体の発展に寄与するためには、国際的視野と幅広い教養、ならびに総合的で実践的な問題解決能力を身に付ける必要がある。言い換えれば、本コースでは国際社会における諸事象・諸問題を国際コミュニケーションの観点から分析・考察し、課題の理解と問題の解決に寄与する知識の構築及び発信に必要なスキルを学生が身に付けられるように指導する。

以上のように、国際コミュニケーションコースは、高度な英語力を身に付け、グローバル社会で確実なコミュニケーション能力を発揮できる人材を養成するためのコースであり、そのため本コースの学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）は、以下の3点とする。

- (ア) 高い語学力と高度な国際コミュニケーション分野の知識を身に付け、グローバル社会で確実なコミュニケーション能力を発揮できる能力を有する。(DP1-1)
- (イ) 国際コミュニケーションの観点から専門的な研究を行うために必要な学術的思考力を身に付け、国際社会の課題や諸問題を理解し、論理的かつ批判的に分析する能力や問題・課題の解決に向けて提言・実行する能力を有する。(DP1-2)
- (ウ) グローカルな交渉現場に必要な、客観的思考力や高度な推理・判断力を常に向上させる意欲・関心・態度を有する。(DP1-3)

2) 国際社会研究コースで育成する人材像

国際社会研究コースは、グローバル化が進む現代社会の諸課題に対応するために、他国の文化・経済・人種の多様性を理解し、客観的に見つけ、それぞれの特徴を的確に把握できる能力を有する人材、また、それらを題材に学術的研究のできる人材を養成するためのコースである。グローバル化によって多くの国際的な課題が見えてきており、すでに多くの問題が山積している。例えば文化の違いによる国際紛争、ジェンダー格差問題、地球温暖化、ごみ廃棄問題、それら以外の環境問題他、さまざまな問題である。そのため 2015

(平成 27) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の 17 項目の SDGs に対し、各国でさまざまな取組みが行われている。このような国際的な問題に真剣に取り組む人材が、政治、経済、産業界で必要とされている。そのような人材の育成にはダイバーシティ（他国の文化、民族、歴史、宗教、生活様式等）や国際社会のワーキングの仕組みの認識と理解が必要である。本コースでは、演習や個別の研究指導等を通して、豊かな学識と創造的な研究能力を備えた人材を育成する。したがって、本コースの学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）は、以下の 3 点とする。

(ア) 異文化の多様性を客観的に見つけ、それぞれの特徴を的確に判断できる能力や異文化に関する知識を有する。(DP2-1)

(イ) 現代のグローバル社会のさまざまな課題に対し学際的研究ができる能力を有する。(DP2-2)

(ウ) 英語でのプレゼンテーションやコミュニケーション力を有する。(DP2-3)

II 将来構想（将来的に博士課程設置を目指して）

修士課程修了者が社会においてどのような評価を得ているかを追跡調査するとともに、修士課程修了者が社会で解決できない課題についてのフォローアップ体制を構築する。また、修士課程在学生在がさらなる高度な教育（博士課程）を望むか否か、あるいは社会に出た修了者が、博士課程の設置を望むかどうかを常時調査し、将来的な博士課程の新設の必要性を吟味する。修了者の社会的評価調査に加え、地域の経済界や産業界に対しても博士課程の設置を希望するかどうかを数年間隔で調査する。

学校法人宮崎学園は、宮崎国際大学以外に中・高一貫教育校としての中学校と高等学校、及び短期大学を有している。宮崎学園としては、このような体系的教育を鑑みた時、修士課程及び最終的にさらに高度な教育を提供できる博士課程の必要性を視野に入れている。

III 大学院研究科、専攻等の名称及び学位の名称

1. 大学院研究科の名称

大学院研究科の名称は、宮崎国際大学大学院国際教養研究科（Graduate School of International Liberal Arts）とする。

2. 専攻とコースの名称

上記の宮崎国際大学大学院国際教養研究科に修士課程を置き、1専攻、2コースとする。専攻名は国際教養学専攻とし、「国際コミュニケーションコース」及び「国際社会研究コース」の2コースを設置する。英文名称は国際コミュニケーションコースを **Master of Arts in International Communication** とし、国際社会研究コースを **Master of Arts in International Social Studies** とする。

1専攻2コースとした理由は、先のディプロマ・ポリシーに記載した様に育成する人材像や学位授与の方針や、また、入学希望者の要望がこの2コースで多少異なるからである。「国際コミュニケーションコース」では英語コミュニケーション能力の向上に重きを置いており、グローバル社会で確実なコミュニケーション力を発揮できる能力を有する人材を養成する。一方、「国際社会研究コース」では多国の異文化理解や国際社会事情（課題や問題）に重きを置いており、異文化の多様性を客観的に見つけ、それぞれの特徴を的確に判断できる能力や異文化に関する知識を身に付け、現代のグローバル社会のさまざまな課題に対し学際的研究ができる能力を有する人材を育成する。そのため、カリキュラムの選択科目や、研究指導内容が多少異なっている。また、この2コースを置くことで、外部からは、宮崎国際大学大学院国際教養研究科の修士課程がどのような内容の教育を行うのか、イメージし易くなると思われる。さらに、入学希望者の英語力（自己表現力、会話力、文法力他）には海外研修や海外生活の経験の有無、あるいは職歴等により、大きな差のあることが予想されることも2つのコースに分けた理由のひとつである（国際コミュニケーションコースは「高い語学力と高度な国際コミュニケーション分野の知識を身に付け、グローバル社会で確実なコミュニケーション力を発揮できる能力」をディプロマ・ポリシーで求めるが、国際社会研究コースは、その点を大きな達成目標とはしていない）。

3. 学位の名称

以下のとおりである。なお、国際教養学専攻に5名の学生定員を置く。

1) 国際コミュニケーションコース

入学定員 目安として2名

学位 修士（国際コミュニケーション学）

2) 国際社会研究コース

入学定員 目安として3名

学位 修士（国際社会学）

IV 教育課程の編成の考え方及び特色

宮崎国際大学大学院国際教養研究科修士課程の教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）を下記の1に掲げ、それらの編成の特色について2に説明した。

1. 編成の考え方（カリキュラム・ポリシー）

カリキュラム・ポリシーは育成する人材像、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシーと密接に関係しており、それらの関係を参考資料として添付した【資料2-1. 3つのポリシーの関係図】。また、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関係を示すために、各講義科目とディプロマ・ポリシーの対応表【資料2-2. 講義科目とディプロマ・ポリシーの対応表】及び各演習科目とディプロマ・ポリシーの対応表【資料2-3. 演習科目とディプロマ・ポリシーの対応表】を示した。

宮崎国際大学は学則に、国際的視野に立った教養と専門的知識・技術を修得し、文化の発展と人類の福祉に寄与する人材を育成することを謳っている。そのため、先に記したディプロマ・ポリシーでは、国際コミュニケーション力、国際社会の問題や課題の理解、それらに対する分析力や思考力、グローバルな交渉現場に必要な客観的思考力、及び高度な推理・判断力、国際文化に関する知識や異文化理解等を学位認定の基準として掲げている。そして、このディプロマ・ポリシーの達成のために必要な教育課程の編成、教育方法、教育内容をカリキュラム・ポリシーとして以下に掲げる。また、後述するがこれらのディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、アドミッション・ポリシーで、どのような学生を受け入れるかの方針が策定されている。

まず、グローバル社会で活躍するために必要な多国の異文化理解や国際問題や課題の理解、及び国際コミュニケーション力の基礎能力を強化（コースに偏らない基礎的素養の涵養）するために、「基盤共通科目（10単位）」を設け、国際コミュニケーションコース及び国際社会研究コースにおいて全員が必ず履修する必修単位とする。一方で、自分の将来の進路や自分の学びたい内容を考慮し、各自が選択できる「基盤選択科目（6単位以上）」を設ける。また、それぞれのコースにおいて、演習及び研究（修士論文研究）を行うための「コース別特別科目（14単位）」を設ける。なお、コース別特別科目においては、複数指導体制を取り、主指導教員1名、及び副指導教員2名を設け、副指導教員の1名は主指導教員とは別のコースから充てる。これにより、それぞれ異なった観点から幅広い指導が受けられるように配慮している。以下にそれらの必要性と概要を説明する。なお、基盤共通科目、基盤選択科目及びコース別特別科目、及びそれらに含まれる科目群とディプロ

マ・ポリシーとの関係については、【資料2-2. 講義科目とディプロマ・ポリシーの対応表】と【資料2-3. 演習科目とディプロマ・ポリシーの対応表】にまとめているが、表の中でそれぞれのディプロマ・ポリシーの項目に対して、◎が主として、○がやや対応していることを示している。

1) 基盤共通科目の考え方

グローバルに活躍する様々な場面を想定すると、両コースの学生が身に付けておくべき基盤となる知識が存在する。例えば、他国との交渉や会議の場面では、コミュニケーション能力はもちろん、多国の異文化理解、国際コミュニケーション力、情報の分析・処理能力等は共通した教養である。また、今回の修士課程設置の基礎となる「国際教養学部」及び「教育学部」には教員養成（前者が中・高英語教員、後者が小学校教員）の課程があることから、それらを考慮して、英語教育者としての素養を向上させるための「外国語教育学概論」を設けた。基盤共通科目は両コースの学生が全員受講しなければならない必修単位としている。また、基盤共通科目をすべて履修することで、両コースのディプロマ・ポリシー（DP1-1からDP1-3及びDP2-1からDP2-3）のすべてに対応する。

2) 基盤選択科目の考え方

基盤選択科目には、各コースの学生が、自分の将来の進路や自分の学びたい内容等に応じて自由に選択できる科目群を設けている。国際的な環境問題・食料問題あるいは経済問題等の世界事情を知ること重要であるが、「環境・生命科学特論」や「社会心理学特論」は、科学的に脳の仕組みや感情・心理の仕組みを知ること、教育力や交渉力を向上させる狙いもある。「数理・データサイエンス特論」は、諸外国や地域の産業経済の分析に基づく企画や交渉に必要と思われ、エビデンスに基づいた理論展開を目指している。また「英米文学特論」は、英米の文学、歴史、社会を学び、代表する英語圏の歴史的背景や国際感覚を身に付けるためのものである。さらに中国語は近年重要性が急激に増している第2外国語である。そのため、将来的にはこの中国語教育は担当教員を加える等により強化する計画である。なお、「交流セミナー特論」は融合科目であり、コーディネーター教員のもとで、学生自らが企画し、他の学生の研究等を知ること、お互いの知識、技能を深めるとともに、外部招聘講師から最近の課題やトピックス等を提供してもらうものである。基盤選択科目は、両コースのディプロマ・ポリシーに重複して対応しているものが多いが、一部はコース別のディプロマ・ポリシーに傾斜している。

3) コース別特別科目の考え方

これは、コース別に設定された科目で、コース別の必修単位である。各コースで研究を遂行するために必要な基礎知識の履修及び専門的技術を修得するための科目（国際コミュニケーション学基礎演習及び国際社会研究基礎演習）があり、さらに修士論文作成のための科目（国際コミュニケーション学研究及び国際社会研究）がある。演習科目は、学生自らが疑問に思う課題を解決するためや、修士論文を作成する上で必要な技術を修得するために選択するもので、3科目以上（6単位以上）を履修しなければならない。研究科目は指導教員や副指導教員（2名の内、1名は他コースから選ぶ）の指導を受けて研究計画を策定し、その研究計画の下に実験の実施と理論の展開を行い、研究論文を2年間で作成する。それぞれのコース別の特別科目は、以下のとおりである。

（ア）国際コミュニケーションコースでは、国際コミュニケーションを研究する上で必要となる知識、情報収集法、プレゼンテーション方法等の理論と技術を学ぶ科目を「国際コミュニケーション学基礎演習（6単位）」として開講する。これらに加えて、修士論文作成のための研究指導科目として「国際コミュニケーション学研究（8単位）」を設定する。これは主指導教員と副指導教員2名（主指導教員と同じコースから1名、他コースから1名）の3名で担当する。

（イ）国際社会研究コースでは、国際社会を研究する上で必要となる知識、情報収集法、プレゼンテーション方法等の理論と技術を学ぶ科目を「国際社会研究基礎演習（6単位）」として開講する。これらに加えて、修士論文作成のための研究指導科目として「国際社会研究（8単位）」を設定する。これは主指導教員と副指導教員2名（主指導教員と同じコースから1名、他コースから1名）の3名で担当する。

ところで、本研究科では、「外国語教育」に関する研究では、修士論文の代わりに、「特定の課題についての研究成果」による報告書提出を認めており、これについては、VI（28 ページ）に詳細を述べる。なお、外国語教育に関する「特定の課題についての研究と報告書」は国際コミュニケーション学研究（8単位）と同等と見なされる。

2. 編成の特色

各科目の特色は以下のとおりである。特に「基盤共通科目」と「基盤選択科目」においては、両コースの教員が協働して、それぞれの得意分野や専門分野について教育を行う。研究科の設置趣旨に則って、国際的な文化の多様性、国際問題、国際経済、情報処理関係

他、様々な分野における専門性を高めるために、幅広く知識が修得できることが大きな特色である。また、「交流セミナー特論」を通して、学生同士が発表会を企画し、外部講師を招いての討論会を行う等、能動的アクティブラーニングを取り入れた、本学のメリットを生かした教育システムを活用する。なお、講義は原則として英語で行われる。専任教員の編制においては、他国籍教員を17名中8名配置することで、英語によるコミュニケーション力の涵養はもとより、アクティブラーニング、セミナー、教員と学生のマンツーマンディスカッション等を通して異文化間の違いや、考え方の相違などを学ぶことができるようにしている。

1) 基盤共通科目 (必修 10 単位)

オムニバス方式で行う基盤共通科目は、各科目に責任コーディネーターを配置し、担当する教員ごとの教育内容を点検、調整し、円滑な教育が行われる体制となっている。基盤共通科目は以下の必修5科目からなる。

「国際コミュニケーション概論 (2 単位)」: それぞれの国の言葉は人と人の中で考えを伝える単なる手段ではなく、そこに住む人たちの習慣、思想、社会、文化そのものである。この科目は、学部教育で習う「言葉と文化の関係、異文化コミュニケーション」をベースにし、よりレベルの高い国際コミュニケーションの諸理論、国際交渉やコンフリクト解決法あるいはメディア・リテラシー等について学ぶ。さらに、一部はインターカルチュラル・コミュニケーション (異文化適応、文化パターン、自己概念等) についてもアクティブラーニングを主体とした学習システムで修得する。4名の外国人教員によるネイティブな英語授業であり、英語力や英語表現力のみならず、内容的に論理的思考力やディベート力等も養われる構成となっている。この科目は DP1-1 から DP1-3 及び DP2-1、DP2-3 に対応している。

「外国語教育学概論 (2 単位)」: 主に、将来英語教育に関わる者、現在英語教育及び中国語教育に関わっている者等を念頭に、学部教育より高いレベルの外国語指導法を学ぶ。さらに外国語教育学の原理・原論や実際の授業や学習に関わる領域の理解を深める。具体的な例では、語彙、文法、リスニング、ヒアリング、ライティングの高度な指導方法や考え方を解説し、教材の選び方や学習評価方法、あるいは授業づくりの指導法をアクティブラーニング形式で講義する。また、一部は中国語教育法との比較等も学ぶ。この科目は DP1-1、DP1-2、DP2-1、DP2-3 に対応している。

「情報処理学特論（2単位）」：現代社会あるいはグローバル社会で急速に進歩するIT化及び情報ネットワークを理解し、グローバル社会や産業界で必要とされるIT関連知識を学ぶとともに問題解決のためのIT技術の考え方を学ぶ。データ通信技術からスマートグリッド、そしてライフラインとしてのインターネットやセキュリティー、マルチメディア等を包含した内容をアクティブラーニングで修得していく。内容的に高度な専門用語が入るために、日英の2ヵ国語を用いて行う。この科目は両コースにとって重要であり、DP1-2、DP2-2に対応している。

「国際文化・芸術学概論（2単位）」：グローバル社会において文化の多様性を認める能力、それらの多様な文化が相互に影響しながら変化していくことを理解し、異文化の関係性や、芸術あるいは芸術作品と社会との関わり等を多角的に探究する能力を養うための講義である。例えば、芸術作品の分析を通してそこに反映される社会意識や世界観等を理解する。特にアクティブラーニングを取り入れて、グローバルな文化の流れを多面的に解説しながら理解させる。この科目はDP1-2、DP2-1に主に対応しているが、教育方法等からDP1-3、DP2-2、DP2-3にも対応している。

「英語表現概論（2単位）」：グローバルな視点において、また、様々な場面に応じて、適切に英語で話すことや書くことができる能力を涵養し、併せて少人数教育システムを使って、論理的思考力や批判的思考力を養うための講義である。そのため、創作英語力を身に付け、日本と欧米の感覚の相違による表現の違いを理解し、学生には英語表現を楽しむような方向付けを行う。また、学術論文を作成する上で必要となる具体的なスキルについても学ぶ。この科目はDP1-1、DP2-3に主に対応するが、内容的にはDP1-3とDP2-2にも対応している。

2) 基盤選択科目（選択 6単位）

基盤選択科目は、学生それぞれのバックグラウンドと選択コースに沿って必要な基礎知識を履修するために設定された選択科目である。本研究科に進学した学生が、選択したコースに係わらず、科目を履修することが大きな特色である。オムニバス方式で行われるものと、そうでないものが含まれる。オムニバス方式で行われるものに関しては、責任者（コーディネーター）を配置し、担当する教員ごとの教育内容を点検・調整し、円滑な教育が行われる体制となっている。基盤選択科目に関しては、学期当初のオリエンテーションで、履修モデルとともに内容及び選択法を説明する。

「交流セミナー特論（2単位）」：学生が順番に発表会を企画し実施するとともに、自身の研究課題や興味がある課題の口演発表を行う（交流セミナー）。また、定期的に国際分野で活躍する著名な外部講師（JICA、国連等）を招聘して視野を広げ、学生に新たな興味を喚起させるとともに、アクティブラーニングの実践の場となる。専任教員が順番でコーディネーターを務め、学生による運営をサポートする。この科目は DP1 - 1、DP2 - 2 に主として対応しており、DP1 - 3、DP2 - 3 にもやや対応している。

「国際経済学特論（2単位）」：国際貿易と投資における現代の経済問題/政策を分析する上での最新の知識を学生に提供することを目的とする。具体的には、国際貿易や国際ビジネスを行うことの合理性の考察から始める。先進国と途上国間の国際貿易で、誰が得をして、誰が損をするのか。そして、政府の介入を議論・分析し、経済厚生分析を行い、紛争解決のための解決策を見出す場面を提供し議論する。本授業では、貿易が経済成長に与える影響、不平等、海外直接投資の流れ、自由貿易交渉、非関税障壁、貿易紛争と貿易戦争、グローバル化、グローバル化に伴うエネルギー・環境問題、多国籍企業への課税、ICT の国際経済への影響等、いくつかの具体的なトピックを取り上げる。授業終了時には、国際経済における新たな課題を特定し、学んだ知識や経済分析モデルに基づいて課題に関する分析や議論を行うことが可能となる。この科目は DP2 - 2 に主に対応しており、DP1 - 2、DP1 - 3 にもやや対応している。

「環境・生命科学特論（2単位）」：多国の異文化の多様性を理解する上では、どうしても環境問題・食料問題や生命科学の進歩状況を理解しておく必要があるため、グローバルな環境と生態系の視点からの講義、国際的な食料問題や栄養科学の視点からの講義、あるいは新型コロナ感染症等も含む医学的知識や生命科学的知識の視点からの講義を通して、環境と生命について学ぶ。この科目は DP1 - 2 と DP2 - 2 に対応する。

「数理・データサイエンス特論（2単位）」：情報通信技術や測定技術の発展によるビッグデータの出現等、データが溢れる時代のニーズに応える授業である。国際文化の多様性を理解する上で、データから有益な情報を抽出する知識と技術は増々重視される。本特論では、データの要約・可視化とそれを可能にする数理に関する講義、身近なソフトであるエクセルを用いたデータ分析の実践、人間工学に基づく人体データ分析の演習を受けて、数理・データサイエンスについて学ぶ。幸いに、本学は文部科学省による「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」の認定を受けており、学部教育においても充実した内容となっている。この科目は主に DP1 - 2 に対応するが、DP2 - 2 にも対応している。

「社会心理学特論（2単位）」：現代のグローバル社会における様々な課題に向き合っていくためには、個人の行動が他の人間や自身の所属する文化に影響を受けて作られていることを認知した上で、自分と他文化の他者を理解し、円滑なコミュニケーションを取ることが要求されるために設けた特論である。本科目の重点的目標は社会心理学的知識を得て受講者の対人関係力の向上を目指すことである。社会的感情、社会的認知、社会的行動、社会的影響、集団行動、コミュニケーション、紛争解決、社会心理学研究法等の学修が予定されている。この科目は主として DP2 - 1 に対応しているが、内容的には DP1 - 3 にも対応する。

「英米文学特論（2単位）」：英米文学の主要作品を具体的に様々な視点から読み進めながら、文学作品の分析方法、解釈方法等、文学を理解・鑑賞するために必要な文学理論や専門的な知識や能力の育成を目的としている。さらに、作品が生まれる背景となっている英米の歴史的思想的な事柄に関する理解も同時に深める。併せて、作品のテーマ等に関するディスカッションやエッセイ・ライティングを実際に行うことで、英語での論理的な思考力、理論的な表現力も育成する。この科目は DP2 - 1、DP2 - 2 に対応する。

「中国語特論（2単位）」：世界の言語の中で使用者数が最も多いのは英語であるが、母話者数では世界一を誇る中国語の多様性と特徴について理解を深めるためのものである。中国語は、中華人民共和国や香港、台湾、さらには世界各地にある中華街や、華僑・華人によって使用されている。文字・音声ともに多様性を有するが、多様性を有するがゆえに統合と分離という2つの方向性を持ちうる。中国語が持つ特徴を知ること、中国語圏の社会、文化にまで理解を広げ、中国語を通じた世界観を獲得する。この科目は DP1 - 1 に対応している。

「日本教育史特論（2単位）」：わが国における教育史的基盤の特質を明らかにすることを目的としている。日本の知的道徳的教育水準は高度に達成されている。R.ドーア『江戸時代の教育』（Education in Tokugawa Japan）が明らかにしているように、「向上」の精神的基盤とともに、先人たちの歴史的的努力によって蓄積された。その場合、自生的であるとともに、諸外国との文化接触を通じて、学校の内外で種々の教育が展開されていった。本授業では、文化接触の基礎理に触れるとともに、18世紀以降の国際的環境の中で、とりわけ中国との関連、欧米との関連を通じて、わが国において、どのような教育理念、制度、実践が形成されたのかを取り上げる。本講義は例外的に日本語をメインにした英語とのバイリンガルでの講義になる。学生の中に教育職希望者がいることを想定したものであるが、そうでなくても論理的あるいは客観的思考力を養う

には有益な講義と思われる。その意味で、この科目は DP1-2、DP2-1、DP2-2 に対応している。

3) コース別特別科目 (選択必修 14 単位)

コースごとの科目として設定されている選択必修単位であり、各専門分野で研究を遂行するために必要な基礎知識及び専門的技術を修得するための科目 (演習) があり、さらに修士論文作成のための科目 (研究) がある。

これらの研究科目では、学生は選択した研究課題について、指導教員 1 名及び副指導教員 2 名 (うち 1 名は異なるコースの教員) からなる複数の教員の指導を受ける体制となっていることが特色である。したがって、少なくとも 1 科目は他コースの副指導教員の演習科目を選択する可能性が大きくなる。研究指導科目においても、各学生は国際コミュニケーションコースと国際社会研究コースの両分野から、それぞれ異なった観点による幅広い指導を受けることができる。各学生は、指導教員及び副指導教員による十分な指導を受けて研究計画を策定し、その研究計画の下に実験の実施と理論の展開を行い、修士研究論文を作成することができる。

(ア) 国際コミュニケーションコースでは、国際コミュニケーション学研究に必要な知識、情報収集法、基礎的研究方法に関する理論と方法を学ぶ科目を「国際コミュニケーション学基礎演習 (6 単位)」として開講する。これらに加えて、修士論文作成のための研究指導科目として、「国際コミュニケーション学研究 (8 単位)」を設定する。

「国際コミュニケーション学基礎演習」は以下の科目群からなり、詳しい内容等はシラバスに記載しているが、以下にそれらの概略とディプロマ・ポリシーとの関係を示す。

「情報処理学演習」：国際コミュニケーションコースにおいては、情報の収集や情報の処理能力の涵養も重要である。また、この科目は外国人教員による小人数での演習のため、英語のコミュニケーション力の向上が期待できる。基本的にはコンピューターのテクノロジーリテラシーを提供する。また、さまざまな運用システム、操作方法、コンピューターネットワーク設定の調査、及びコンピューターとネットワークに関連するセキュリティ問題の拡張等を、対話形式で実際の PC を利用して教授する。また、情報管理システムと現在の技術動向や一般的な文章や図作成のアプリケーションに関する高度な概念について説明し、画像操作、コマンドラインについても学ぶ。これらの技術は文書や高度なプレゼンテーションを作成する上で極めて有用である。そのため、この演習科目は DP1-1 から DP1-3 及び DP2-2、DP2-3 に対応している。

「データサイエンス応用演習」：統計・検定は多くの分野で用いられる。データ、例えば、社会調査における信頼性の検定がそれにあたる。サンプリング数が多い場合の正規分布を用いる検定、サンプル数が少ない時の T 検定等について演習を行う。その他の検定（F 検定、カイ 2 乗検定）についての演習も行う。この演習科目は DP1-2 及び DP2-2 に対応している。

「英語教育演習」：今日の日本の英語教育は、大きな転換期を迎えて、多くの課題がある。本演習では、その中でも直接授業に関連するテーマを選び、理論を踏まえ実際にどのように対応し、授業実践に繋げれば良いかを考察する。具体的なテーマは、「英語による授業」の進め方、CLIL 理論の導入、コミュニケーションを促し育成するための教材作成、コミュニケーション能力の評価方法である。最終的には、それらを踏まえ英語による模擬授業を課す。この演習科目は DP1-1 から DP1-3 に対応している。

「日本語人類学演習」：この科目も外国人教員による少人数での演習であり、教員と学生間で意見を交わす形式で行われる。英語のコミュニケーション力の向上が期待できる。題材として、グローバルな観点から見出される本学問分野での問題についての文献を用い、日本における言語人類学の多様な領域とアプローチの例を紹介する。基礎的アプローチや例示的なケーススタディを含む、専門的かつ実践的なトピックについて文献を読み、議論を行う。主要な分野として、言語習得、変化、バリエーション、パフォーマンス、イデオロギー、メディア、多言語主義、グローバリゼーションなどが挙げられる。学生は理解度およびスキル応用の修得状況を示すため、ケーススタディをひとつ選択し、縮小された規模で再現を行う。この演習科目は DP1-1 から DP1-3 に対応している。

「応用言語学演習」：この科目も外国人教員による少人数での演習であり、教員と学生間で意見を交わす形式で行われるため、英語のコミュニケーション力の向上が期待できる。この演習では、応用言語学におけるさまざまな問題やテーマ、そして研究の異なる手法を探究する。主なテーマとしては、形式と意味にそれぞれ焦点を当てた指導法、テスト、第二言語修得、言語が社会的目的にどのように使用されているか、言語態度、言語の多様性、言語教育政策の批判的考察等が挙げられる。学生はこれらのテーマに関する重要な研究を読み、議論をする。さらに、学生は自身で小さな研究プロジェクトを行う。この演習科目は主に DP1-1、DP1-2 に対応しているが、DP1-3、DP2-1、DP2-3 にも対応している。

(イ) 国際社会研究コースでは、国際社会研究に必要な知識、情報収集法、基礎的研究方法に関する理論と方法を学ぶ科目を「国際社会研究基礎演習（6単位）」として開講する。これらに加えて、修士論文作成のための研究指導科目として、「国際社会研究（8単位）」を設定する。

「国際社会研究基礎演習」は以下の科目群からなり、詳しい内容等はシラバスに記載しているが、以下にそれらの概略とディプロマ・ポリシーとの関係を示す。

「国際環境生命学演習」：種々の環境要因、人工産物が生体に及ぼす事例を農薬や環境ホルモンを例に紹介し、そのメカニズムについての研究を演習として行う。例えば世界で広く使用されている農薬の「ネオニコ」はヨーロッパでは規制が始まった。これは、農産物（米や果実）に付着し、それが人体で蓄積されてニコチン様作用が持続するからである。すでに地域によってはミツバチの消滅や池の魚介類の消滅が起こっている。このような事例の作用機序（メカニズム）や、対処法等を考えられる能力を演習で培う。この演習科目は DP2-2 及び DP1-2 に対応している。

「情報マネジメント・セキュリティ演習」：この演習では、基本的なセキュリティの原則と情報管理の基礎を築くことから始める。科目の内容を確実に理解できるようにするために、基本的ではあるが未知の概念を理解する必要がある。本演習の後半では、セキュリティ違反とそれを発生させてしまう恐れがある方法を扱い、そして問題に対処する方法について述べる。最後に、情報セキュリティを向上させる方法について説明する。学生は、選択したひとつの研究事例を発表し、内容についての理解を示す機会が与えられる。本演習は外国人教員が担当するため、英語コミュニケーション力も向上することが期待できる。この科目は主に DP2-2 に対応するが、DP2-3 及び DP1-2、DP1-3 にも対応している。

「国際食料問題演習」：21 世紀は、人口爆発に伴い食資源・水資源、土地（農地）が不足し、偏在する。遺伝資源や食品にも汚染が懸念され、流通、廃棄物処理、さらには経済格差、貧困等、人類の生存が世界的危機を迎える。世界の人口は主に最貧国を中心に爆発的に増加することが予測されている。これに伴い食料不足による飢餓と栄養不良等の問題が発生する他、水資源や土地（農地）不足に加えて環境汚染等も懸念されている。加えて、近年、二酸化炭素等の排出増加に伴う地球規模の温暖化による気候変動は、人類の生存に係る食料生産に影響を及ぼすことが強く指摘されている。本講では、「環境・生命科学特論」で取り扱う内容や修士論文に関するテーマについて演

習形式で学修・討論し、より深い知識・考察力を育成する。この演習科目は主に DP2-2 に対応するが、DP1-2、DP2-1 にも対応している。

「データサイエンス演習」：データサイエンスは、データの収集・集計・解析・公表からなり、学術研究での調査分析をはじめ、論文を作成する上で重要な演習である。単変量分析として、変量から度数分布（ヒストグラム）・標準偏差・平均値の計算、ヒストグラム（度数分布）及び正規分布による度数分布の近似、解析結果の公表の方法について演習を行う。また、2つ以上の変量間の関係についてクロスデータ分析をする方法についても演習を行う。学んだ方法を実データ（気象、金融、統計等）に対して適用し、解析・発表を行う。この演習科目は DP2-2 及び DP1-2 に対応している。

「英米文学演習」：英米の主要な短編を教材として、英文読解力（リーディング）、ライティングを中心に、物語の効果的な読み方、語彙力を育成するとともに、英語によるディスカッションによって作品の背後にある英米の歴史、文化にも関する知識を修得する。この演習科目は DP2-1 に主に対応するが、DP1-1、DP1-3 及び DP2-3 にも対応している。

「日本教育史学演習」：本科目は、日本の教育が直面している国際的にも重要な下記の諸問題について、現状とこれからの課題を歴史的アプローチから認識し、その解決策を理論的・実証的に考察できることを狙っている。そのためわが国の基本文献・資料と、外国文献・資料（翻訳、原書）の読解、受講参加者との協議、学校現場の参観、及び教育行政のヒアリング等を通じて、日本の教育の展開に関する基礎演習を行う。この演習科目は DP2-2 及び DP1-3 に対応している。

「地域文化学演習」：リージョナリズム、ローカリズム、そしてグローバリズムは今日の世界において重要なトピックである。一国の中でのサブカルチャー的な差の基礎となる、物理的な環境的コンテクストの影響について調査する。さらには行政の合併、地域性の再評価、グローバリゼーションやモビリティなどの現代的発展と併せて、社会的歴史もその場所の特有性に重要であることを考査する。学生はこれらの問題について考え、地域が現在直面している問題についてさらなる解決策についてブレインストーミングする。本演習は外国人教員が担当するため、英語コミュニケーション力も向上することが期待できる。この演習科目は DP2-1 に主に対応するが、DP2-2、DP2-3 及び DP1-1 にも対応している。

「社会心理学演習」：グローバル社会で活躍する人材育成のためには、「本質的に社会的存在である人間の性質」について自分なりの考え方を持つことが有効であると考えられる。なぜなら、いかなる問題も根本的には人間に係わる問題であるため、人間の本

質についての深い洞察力が問題解決には不可欠であると推測されるからである。本科目においては、グローバル社会において活躍する人材育成のために特に重要と思われる諸研究と、それらから得られた知見について教育的ビデオ視聴および原著論文や関連ウェブサイトの精査等を通して学び、ディスカッションを行いながら、「本質的に社会的存在である人間の性質」とは何かを学生ひとりひとりが構築していく。この演習科目は主に DP2-1 に対応するが、DP1-2、DP1-3 及び DP2-2、DP2-3 にも対応している。

「数理統計分析学演習」：学術的研究においては、応用数学的な理論に基づく分析が必要になることがある。統計的な分析方法の理論は、線形代数と微分積分によって成り立っている。統計的な分析方法の数理的な理論を学ぶために、基本となるベクトルと行列の定義と四則計算、 Σ 記号の意味と計算、各種行列（転置行列、逆行列、直交行列）固有値・固有ベクトル、ベクトル微分を理解する。そして、統計的な分析方法として記述統計、標本分布と正規分布、t 検定、相関係数、回帰分析、主成分分析、因子分析、数量化Ⅲ類、効果量について、エクセルや R を用いてデータ分析を通じて学ぶ。この演習科目は DP1-2 及び DP2-2 に対応している。

「国際経済学演習」：国際経済は、パンデミック、環境問題、貿易戦争、保護主義、ナショナリズム、サプライチェーンの混乱、グリーンエネルギー社会への移行など、未曾有の不確実性に直面している。このような状況では、創造的で実現可能な解決策が求められる。そのため、この演習では国際経済について必須な研究と分析について提議する。学生は学び、議論し、自らの分析を報告・発表する。学生は、現代の国際経済学で興味のある特定の問題を追求し、修士論文を視野に入れ発展させる。この演習科目は外国籍教員によるもので、主に DP2-2 に対応しているが、DP2-3 及び DP1-1、DP1-2 にも対応している。

「グローバル生態学演習」：生物多様性が生じ、維持されるメカニズムについて概観する。生物の種間相互作用が生物多様性に与える影響について、国内外の昨今の研究（植物の花と送粉者、植物と植食者、寄生者と宿主）をレビューし、受講者で議論する。そして、国内外で生じる生物多様性の危機に対する科学的な対処方法を考える演習を行う。この演習科目は主に DP2-2 に対応するが DP1-2 にも対応している。

3. カリキュラム・ポリシーにおける学習成果の評価

講義及び演習科目の学習成果は、主にレポートや試験で評価されるが、その他にも下記のような評価を行うことがある。ディスカッションでの評価においては2つの形式があり、学生の理解度を確認するために教員と学生との間で1：1でのディスカッションを行う場

合と、学生のグループ内でディスカッションを行う場合である。前者については、教員が学生に質問することで学生の理解度や、学生の考えを評価する。後者については、グループ内で各学生の表現力や内容等を客観的に評価する。プレゼンテーションの評価では、発表内容、表現力（英語での表現力等）、質問への対応力で総合的に評価する。また、オムニバス科目における成績評価は、それぞれの科目のコーディネーターがオムニバスの構成教員による成績評価をまとめ、総合的に評価する。なお、各科目の具体的な評価方法はシラバスに記載されている。各授業科目の成績は「宮崎国際大学大学院学則第 29 条」の判定基準、A（秀）、B（優）、C（良）、D（可）、F（不可）の 5 種の評語をもって表し、A、B、C 及び D を合格とし、F を不合格とする。

また、最終的に提出される修士論文の評価は、学位論文審査細則【資料 5-1. 学位論文審査細則】に則り、修士論文の内容、修士論文発表会でのプレゼンテーション、発表会での質疑応答等によって行われ、宮崎国際大学大学院学則第 33 条に則り研究科委員会で合否が決定される。評価は研究科の判定基準により先の 5 種の評語をもって表し、A、B、C 及び D を合格とし、F を不合格とする。

4. 教育科目の単位の妥当性

まず、基盤共通科目及び基盤選択科目における講義では、90 分授業を 15 回行い、16 回目を試験、レポートあるいは討論会に充てて 2 単位を認定するため、学部教育等と同じ扱いである。演習については、各学生が自身の興味のある課題あるいは自身の修士論文研究に必要な技術等を考慮して、3 科目以上を選択する。この演習は 2 年間で 2 単位である。演習はそれぞれの教員が、セミナー形式で毎週行うこともあり、学生はそのセミナーに参加することで単位を取得できる。演習は、それぞれの教員が単に知識を提供するものではなく、アクティブラーニング形式や、プレゼンテーション形式、ディベート形式他、様々な工夫をして、目指す人材育成に効果的な方法で、学生が自ら考え、多くの疑問を持ち、自分で解決策を見つけることを目指している。それぞれの学生が所属するコース内での演習を選択するのが一般的であるが、もし、他のコースの演習に興味がある場合や、他のコースの演習が自身の修士論文研究に役立つと判断すれば、研究指導担当教員が調整して、他のコースの演習を選択することも可能としている。修士論文研究科目は 8 単位を設定しているが、1 年間で 4 単位、半期で計算すれば 2 単位となる。研究計画の策定、文献調査、資料収集、データ作成や分析、学会発表、修士論文作成等に費やす作業時間数を考えれば、半期 2 単位は少なすぎる感もあるが、講義等と異なり、各学生間での（研究内容の違いによる）差もあり、概ね平均的には妥当と推測される。

「特定の課題についての研究成果」においては、国際コミュニケーション学研究と同等の単位数（8単位）を与える。この特定の課題についての研究成果は2年間での研究成果を持って報告書を作成するため、同等であっても問題は無いと思われる。

V 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

本研究科はグローバル社会で、多国の異文化に精通し、国際的に活躍したい志を有する学部卒業生、あるいは外国語言語を活用して地域の経済界の発展に尽くしたい志を有する学部卒業生や社会人、あるいは、英語教育において高度な英語力を有して、教育に携わりたい学部卒業生や社会人等に、学部教育では涵養できない高度な英語力や国際コミュニケーション力、国際文化や国際社会の諸課題に関する知識や技術を修得させる教育プログラムを実施する。各科目の教育方法、履修指導、研究指導方法及び修了要件は以下のとおりである。

1. 教育方法

授業科目の教育方法は以下のとおりである。

1) 基盤共通科目（必修 10単位）

基盤共通科目として5科目10単位を必修単位として全学生に受講させる。すべての講義は原則、英語で行う。

「国際コミュニケーション概論」（2単位：1年次前期担当：講義・オムニバス方式）

「外国語教育学概論」（2単位：1年次前期担当：講義・オムニバス方式）

「情報処理学特論」（2単位：1年次前期担当：講義・オムニバス方式）

「国際文化・芸術学概論」（2単位：1年次前期担当：講義・オムニバス方式）

「英語表現概論」（2単位：1年次前期担当：講義・オムニバス方式）

2) 基盤選択科目（選択 6単位以上）

学生それぞれのバックグラウンドと選択コースに沿って必要な基礎知識を履修するため、以下の科目から少なくとも3科目6単位を必ず選択する。なお、選択に際しては下記の「2. 履修指導、研究指導の方法」の履修指導法に従い、学生と協議の上で行う。

「交流セミナー特論」（2単位：1～2年次担当：講義・発表・外部講師のオムニバス方式の融合科目）

「国際経済学特論」（2単位：2年次前期担当：講義）

- 「環境・生命科学特論」 (2単位: 1年次後期担当: 講義・オムニバス方式)
- 「数理・データサイエンス特論」 (2単位: 1年次後期担当: 講義・オムニバス方式)
- 「社会心理学特論」 (2単位: 1年次後期担当: 講義・オムニバス方式)
- 「英米文学特論」 (2単位: 1年次後期担当: 講義)
- 「中国語特論」 (2単位: 1年次後期担当: 講義)
- 「日本教育史特論」 (2単位: 2年次前期担当: 講義)

3) コース別特別科目 (選択必修 14 単位 うち、国際コミュニケーション学基礎演習/
国際社会研究基礎演習 6 単位、国際コミュニケーション学研究/国際社会研究 8
単位)

各コース別に設定された基礎演習及び研究からなる。演習では、1年次から2年次の2年間で指導教員の専門領域に沿って、研究に必要な基礎理論、情報収集、プレゼンテーション等の手技を学ばせる。研究では、各コース必修科目として1年次から2年次の2年間で研究指導を行い、修士論文作成を指導する。なお、「特定の課題についての研究成果」においては、国際コミュニケーション学研究と同様の指導を行うが、論文作成指導に代わって報告書作成の指導を行う。

2. 履修指導、研究指導の方法

宮崎国際大学大学院国際教養研究科の専任教員が指導を担当する。学生は定められた基盤共通科目 (必修) を履修するとともに、基盤選択科目を学生が各自選択して履修する。ただし選択に際しては、入学当初のオリエンテーションにおいて、それぞれの科目についての説明を行い、各自が将来の進路を考えた上で基盤選択科目を選択できるように履修指導を行う。例えば中国語等に関しては、修士課程での講義は入門編ではないので多少難しいかもしれないが、国際コミュニケーションコースでは、初心者であっても履修して欲しい旨等を説明する。

まず、オリエンテーション時の説明では、コース別履修モデル【資料3. 各コースの履修モデル】、各科目とディプロマ・ポリシーの対応表【資料2-2. 講義科目とディプロマ・ポリシーの対応表】【資料2-3. 演習科目とディプロマ・ポリシーの対応表】、各科目のシラバス、各研究指導担当教員の研究テーマを資料として配布し、それらを基に説明する。また、修士論文については、シラバスに修士論文のテーマの設定から論文の作成、発表の一連の流れの指導を示しており、それについての説明とともに、修士論文提出に必要な事項を記した規程類や審査方法等についても説明する。なお、日本語が不自由な学生

(留学生)や英語が不自由な日本人を考慮し、オリエンテーションにおける説明は、日本語と英語の両方で行う。

オリエンテーションでの説明後には、各学生は自分の研究したい内容に最も適合する研究テーマ、あるいはオリエンテーションで紹介された研究テーマで最も興味のあるものを選択し、研究指導教員を決定する。学生に選択された指導教員は、研究科委員会で承認を受けた後、学生との個別協議により、以下の履修指導を行う。

まず、入学から修了までの具体的なプロセスについての協議を行い、学生が修士論文作成までの流れを理解しているかを確認する。次に、修士論文作成のための研究テーマを決め、それに関連する副指導教員2名を決定する。以後、研究指導においては3名体制で行う。

学生は主指導教員及び2名の副指導教員との協議によって研究計画を策定し、その研究計画に従って実験や理論を展開し進める。3名の指導教員は学生に対して以下の指導を行う。なお、修了までの指導プロセスの基本は以下のとおりであり、参考資料を添付した【資料4. 入学から修了までのプロセス】。

(ア) 第一段階では、研究テーマと直接関係した文献調査及び研究テーマと関連する研究領域の動向や将来性等に関して文献調査を行い、研究計画を策定させる。

(イ) 第二段階では、研究の進捗過程で生じる資料、試料、機材等の準備、データや文献収集を行わせる。学生には研究の進捗状況を定期的に指導教員に報告させ、場合によっては成果を学会等で発表させる。(「交流セミナー特論」での成果発表や他人の成果発表等を参考とし学ぶことで、プレゼンテーション力が養われる。)

(ウ) 第三段階では、修士論文審査会での発表等についての指導を行う。なお、「特定の課題についての研究成果」については、論文作成指導に代わり、報告書作成の指導や公開発表、学会発表等の指導を行う。

3. 修了要件及び修士論文提出要件

修士課程に2年以上在学し、必修講義科目10単位、選択及び選択必修の講義、演習、研究等の科目20単位以上、合計30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け研究科が実施する修士論文審査及び最終試験に合格することを修了要件とする。修了者には修士号が与えられる。なお、修士論文の提出は、修士課程に2年以上在学し、上記の合計30単位以上を修得した者、あるいは修士論文を提出する日の属する学年末までに必要単位を修得する見込みがある者ができる。また、修士課程に2年以上在学し、所定の授業科目の単

位を修得したうえで退学した者が退学から1年以内に修士論文を提出した場合は、同様の提出要件とする。

4. 修士論文の資格審査体制・方法・基準

研究科委員会において、修士論文の審査を行うための審査委員会を設置し、その委員として研究科委員会の構成員の中から3名を選出する。なお、研究科委員会が必要と認めた時は、本研究科構成員以外の本学の教員または他大学の大学院、もしくは学外の研究所等の有識者を加えることができる。審査委員は主査1名及び副査2名とする。なお、透明性を確保するために、公開の論文審査会を開き、修士論文の内容等を審査する【資料5-1. 修士論文審査細則】。審査委員（主査1名及び副査2名）は公開論文審査での審査結果を研究科長に提出し、研究科委員会で最終的な合否判定が行われる【資料5-2. 公開論文審査結果報告書様式】。

なお、修士論文の審査基準の目安を以下のとおり定め、ホームページで公開する。

[修士論文審査基準]

- 1) 問題意識が明確で、テーマ設定が適切であり、国際コミュニケーション学研究、国際社会研究及びその関連領域の知識の向上に寄与していること。
- 2) 先行研究が十分に検討・吟味されており、出典記載や引用が適切になされていること。
- 3) 論文構成が的確で、論理展開に整合性と一貫性があること。
- 4) 論文の言語表現が的確で、目次、本文、付録（図表・資料・参考文献表等）に関する体裁が整っていること。

5. 大学院設置基準第15条の適用（長期履修制度）

学生の個別的な事情（介護、育児、職業を有している等）により、標準年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を修了できる長期履修制度を導入する。また、この制度は、VI（28 ページ）の「特定の課題についての研究成果」の審査においても適用する。

6. 研究の倫理審査体制

本学では「研究活動の不正行為への基本的対応方針」で研究者の行動規範を定め、教職員及び学生に周知している。また、毎年、教職員は研究不正防止及び研究者倫理のFD/SD講習会を受講することが義務付けられている。

これとは別に、人を対象とした調査研究あるいは企画研究等に対しては、研究倫理審査会の承認を得る必要がある。この研究倫理審査会は

- ・研究担当副学長（委員長）
- ・関連分野の学部長（副委員長）
- ・学長が指名する関連分野の教授 1名
- ・研究推進委員会委員 2名
- ・その他委員長が必要と認めた者

で構成されており、その他の委員として、必要に応じて、宮崎学園の顧問弁護士等が出席することもある。

研究倫理審査会への研究計画の申請は、指導教員が申請者となっており、学生は研究分担者としている。承認を得るためには、実施計画書（様式第2号）、研究の対象となる者への説明文書（様式第3号）、研究協力者等の同意書（様式第4号）を提出しなければならない。さらに、この研究倫理審査会へ研究計画を申請するためには、教員は前年度の研究不正防止・研究倫理 FD/SD の講習を必ず受講しておかなければならない。研究倫理審査会は、それらの提出書類について、研究の対象となる者の人権への配慮がなされているか、研究の対象となる者への不利益及び危険性に対する配慮がなされているか、個人情報の保護対策、漏洩防止対策等がなされているか等を審査し、その結果を学長に報告しなければならない。最終的には研究倫理審査会から結果の報告を受けて、学長が決定する。本学の研究倫理審査会規程を添付した【資料6. 研究倫理審査会規程及び各種様式】。

VI 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合

大学院設置基準第16条第2項に従い、特定の課題についての研究成果を修士論文に置き換えることができるものとする。しかし、本研究科での特定課題は「外国語教育」に関するものに限定する。その理由は、本研究科の専任教員の中に、外国語教育に関する博士号取得教員が複数名居るため客観的評価が得られること、また、社会人としての中・高英語教員等は、教育現場での実践的トピックを題材にすることも可能であり、自身の経験に基づいた実践教育からの研究成果を利用することも可能と思われるからである。しかし、この特定の課題についての研究成果の審査を行う場合は、前段階審査として、先の「外国語教育」に関する博士号取得教員（特定課題研究担当教員と言う）による審査を行い、その結果、本審査への推薦を得ることを必要とする。本審査は修士論文の審査と同様の手続きで行うことで、質を担保する。以下に評価・審査方法、及び審査基準について説明する。

1. 提出要件

修士論文の代わりに、A4用紙1ページ当たり英語300語程度で、17～20ページを目安とした英文報告書を提出する。これを特定課題研究担当教員3～4名による前段階審査にかけ、本審査にかけて良いかの意見を聞く。本審査への推薦が得られれば、修士論文と同様の審査へ進むことができるものとする。

2. 修了要件

修士課程に2年以上在学し、必修科目10単位、選択科目20単位以上の合計30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けて本研究科が行う修士論文審査と同様の「特定の課題についての研究成果」審査及び最終試験に合格することを修了要件とする。なお、修了者には修士号（国際コミュニケーション学）が与えられる。

3. 資格審査体制・方法・基準

研究科委員会において、「特定の課題についての研究成果」の審査を行うための審査委員会を設置し、その委員として研究科委員会の構成員の中から3名を選出する。なお、研究科委員会が必要と認めた時は、本研究科構成員以外の本学の教員または他大学の大学院、もしくは学外の研究所等の有識者を加えることができる。審査委員は主査1名及び副査2名とする。なお、透明性を確保するために、公開の審査会を開き、「特定の課題についての研究成果」の内容等を審査する。「特定の課題についての研究成果」審査に関する細則を添付する【資料7.「特定の課題についての研究成果」審査細則】。

なお、審査基準は以下のとおりである。

[特定の課題についての研究成果報告書の審査基準]

- 1) 課題についての背景と現状の理解が適切であり、外国語教育あるいはその関連領域の知識の向上に寄与していること。
- 2) 研究に用いた手法は当該学問領域において妥当であり、先行研究が十分に検討・吟味されており、出典記載や引用が適切になされていること。
- 3) 報告内容が的確で、論理展開に整合性と一貫性があること。
- 4) 英語による表現が的確で、体裁が整っていること。

VII 基礎となる学部との関係

本研究科は、本学の国際教養学部と教育学部を基礎として設置するものであるが、特に主体となるのは国際教養学部である。国際教養学部の学部教育は、国際的リベラルアーツ教育、国際コミュニケーションや多国の異文化理解への教育、あるいは中・高英語教員の養成等を基盤としており、今回の大学院修士課程は、これらをベースに、より高度な教育を実施しようとするものである。すなわち、教育内容から見ても、国際教養学部で教える「心理学概論」は「社会心理学特論」、「国際コミュニケーション論」は「国際コミュニケーション概論」、「英文学」「米文学」は「英米文学特論」、あるいは「経済学概論」は「国際経済学特論」等として大学院修士課程の科目にも置いており、学部教育からさらに高いレベルの内容を教えることにしている。

ところで、本学の国際教養学部では、英語の中・高校教員資格を得ることができる。今回のアンケート調査でも、現役の高校英語教員の中には、できれば大学院修士課程に入って英語表現力を向上させたいとする入学希望者が多かった。これに加えて、小学校における英語の教科化に伴い、県内には英語力を向上させたい小学校教員も多いと推察される（本学が実施している地域連携事業等において、そのような意見をよくいただく）。

本学の教育学部では、優れた英語力を有する小学校教員の養成に力を入れており、そのため、このような希望者に対して、教育学部の小学校教員養成に関わる教員の中から、本研究科の人材育成に貢献できる教員を選び、共同した教育体制を構築している。また、これまで両学部が共同して培った教育実績を踏まえて、設置するものである。そのため、研究科の2つのコースもお互いに連携した教育内容が構築されており、研究指導体制も両学部の教員が一体となって行う組織となっている。具体的には専任教員17名中11名が国際教養学部、6名が教育学部からの教員で構成されている。参考の図を添付した【資料8. 基礎となる学部との関係】。

VIII 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

企業等に在職したまま入学を希望する社会人のキャリア教育や、生涯学習ニーズに応えるために、本研究科では大学院設置基準第2条の2又は第14条に定める教育方法の特例を実施し、入学後も社会人が学び易いように配慮する。

1. 修業年限

修業年限は基本的には2年であるが、長期履修制度を利用（大学院設置基準第15条の適用）することで、一定期間にわたり計画的に履修することができる。長期履修制度を使用する場合には、あらかじめ指導教員と相談した上で、所定の届け出を提出し、研究科委員会の承認を得る。

2. 履修指導及び研究指導の方法

指導教員は、コース別特別科目及び基盤共通科目の単位を、どのようなタイムスケジュールで取得するか学生の都合等を考慮し指導する。特にコース別研究については、研究内容が学生の境遇に適応しているかを考慮し決定する。また、研究での直接指導や研究実施に、休日を適宜利用することも可能である。これらの相談はオンラインでも可能とし、無理な対面を強いる必要はない。

3. 授業の実施方法

大学院設置基準第2条の2又は第14条を適用し、授業の多くは、学部授業が終了した夕刻に開始する。また、学生の希望により、休日での集中形式で行う場合もある。特に県外、留学先等遠隔地の社会人に対しては、希望により講義をハイブリッド方式で行い、オンラインでも受講できるようにする。また、遠隔地からの履修希望者が、オンラインでも都合が付かない場合には、一定の許容範囲内（基盤共通科目及び基盤選択科目は1/3以下）であれば、オンデマンドあるいは録画ビデオでの履修を許可する。しかし、この場合、当然のことであるが、一定の許容範囲を超えないように履修を指導する。基本的には履修方法及び研究方法、研究場所については、指導教員と個別に話し合い、指導を仰ぐ。

4. 教員の負担の程度

本研究科の専任教員は学部教育も担当するため、過度の負担にならないよう留意する。また、できるだけオムニバス方式での講義形態をとることで、講義回数の軽減を図る。さらに、卒業論文の指導学生数を調整し、偏りのないように留意する。

5. 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

キャンパス内の宮崎学園図書館は現在、平日8時30分から18時30分及び土曜日9時から13時（但し、大学の休業期間は土曜日は閉館）の間しか開館していない。図書館の利用については、学生証がそのまま図書館利用証となるため、社会人学生で特に支障はない。しかし、研究科が設置されれば、社会人の利用の便宜を図るため、土曜日は大学の休業期

間でも開館することにし、また、開館時間の延長、あるいは事前にオンラインでの時間外利用申し込みへの対応等を検討する予定である。

コンピューターを設置した教室や自習室がある情報センターについては学部学生との共通利用になるが、大学院生の自習室には、大学院生各人のデスクとコンピューターが設置されており、土曜、日曜でも利用が可能である。学内は無線 LAN 完備でどこにいてもインターネットに接続可能で、社会人学生の教育及び研究を行う上で特に支障はない。

厚生施設については、大学院生用自習室の他に、ラーニングコモンズ（学生が好みのスタイルにあわせて自由に学習するための共有スペース）、SPOON（休み時間に自習をしたり、食事をしたり、学生が思い思いに過ごせるフリースペース）、自己開発センター（個別のブースもあるので集中できる自習スペース）等があり、すべて土曜、日曜も開館しており自由に利用できる。また、国際交流センター等も利用できる。

6. 入学者選抜の概要

大学院設置基準第 14 条特例を適用する学生だけのための入学者選抜は実施せず、通常の一般選抜、社会人選抜と同様に扱う。しかし、いかなる入学者選抜枠で入学してきた学生に対しても、ニーズがある場合には、柔軟に第 14 条特例を適用することとする。

IX 入学者選抜の概要

1. 基本方針

本研究科では、一般選抜、社会人選抜及び外国人留学生特別選抜を行う。

2. アドミッション・ポリシー

本研究科は、グローバル化や SDGs 等を背景に、多国間文化に関する知識を深め、国際言語を活用しながら世界または地域で活躍できる人材、または英語力を深めて専門分野（教職関係等）で活躍できる人材の養成を主眼としており、世界の文化・社会交流の発展、国内での国際言語教育の発展に寄与することを使命にしている。したがって、本研究科は次のような人材を求める。

1) 国際コミュニケーションコース

(ア) 英語の基礎学力と日常的な会話力を有し、英語表現力・英語コミュニケーション力をさらに向上させたい人を求めます。

(イ) 修士論文執筆に必要な、基本的な分析力、批判的読解能力と論理的表現能力、IT リテラシー、当該の研究分野における学部レベルの基礎的な知識を身に付けている人を求めます。

(ウ) 大学院で身に付けた専門分野を活かして社会に貢献したい人を求めます。

2) 国際社会研究コース

(ア) グローバルな視野と感性を持ち、国際問題に関心があり、国際的リベラルアーツを身に付けたい人を求めます。

(イ) 修士論文執筆に必要な、基本的な分析力、批判的読解能力と論理的表現能力、IT リテラシー、当該の研究分野における学部レベルの基礎的な知識を身に付けている人を求めます。

(ウ) 大学院で身に付けた専門分野を活かして国際社会で活躍する意欲を有している人を求めます。

3. 出願資格

宮崎国際大学大学院国際教養研究科国際教養学専攻に出願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

1) 一般選抜及び社会人選抜

(ア) 学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者又は令和 5 年 3 月までに卒業見込みの者

(イ) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により、学士の学位を授与された者、または令和 5 年 3 月までに学士の学位を授与される見込みの者

(ウ) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者または令和 5 年 3 月までに修了見込みの者

(エ) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育法における 16 年の課程を修了した者または令和 5 年 3 月までに修了見込みの者

(オ) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者。または令和 5 年 3 月までに修了見込みの者

(カ) 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年 2 月 7 日文部省告示第 5 号）

(キ) 大学に 3 年以上在学し、または外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、本研究科が所定の単位を優秀な成績をもって取得したとして認めた者

- (ク) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育法における16年の課程を修了したとされるものに限る）を有する者として当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該過程を修了した者、または令和5年3月までに修了する見込みの者
- (ケ) 学校教育法第102条第2項の規定により、本研究科以外の研究科に入学した者であって、本学研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (コ) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、令和5年3月31日までに22歳に達する者

2) 外国人留学生特別選抜

一般選抜のいずれかの出願資格に該当する者で、外国の国籍を有し、日本における在留資格が本学の入学に支障ない者。

4. 選抜区分

選抜は、上記の一般選抜、社会人選抜及び外国人留学生特別選抜で行う。

5. 募集人員

国際教養学専攻の定員は5名であり、5名を募集する。

6. 選抜方法

1) 一般選抜・社会人選抜

選考は、書類審査（TOEIC 点数等）及び口述試験（面接）により行う。九州以外の国内在住の志願者については、希望に応じて口述試験はオンラインで実施する。書類は事前に郵送する。

2) 外国人留学生特別選抜

選考は、書類審査及び口述試験（面接）により行う。海外在住の志願者については、渡日前入試を実施する。口述（面接）試験の受験方法はオンラインを利用した受験も可とする。

7. 選抜体制

研究科において、各コースから試験監督者を2名選出し、計4名が書類審査及び口述審査を担当する。各受験者に対して、書類審査（100点満点）及び口述審査（100点満点）で点数化した結果を、研究科委員会に諮り、研究科委員会で合否決定を行う。

X 教員組織の編制の考え方及び特色

1. 教育領域と教員組織の整合性

本研究科は1専攻2コース（国際コミュニケーションコース、国際社会研究コース）で構成されている。専攻を構成する教員は専任教授10名、専任准教授4名、専任講師3名及び兼務教授3名、兼務准教授1名の計21名である。この内、外国人教員は9名で、約半数を占めているのが特徴である。国際コミュニケーションコースは高度な英語教育や国際コミュニケーション力を望む学生や社会人の割合が多いと推測されており、国際社会研究コースはグローバルなリベラルアーツ、異文化理解、国際諸課題の認識、学術的研究等を望む学生の割合が多くなると推察している。そのため、基盤共通科目5科目は両コースの学生にとって重要な基礎となる科目であり、基盤選択科目は両コースの学生が自由に選択できる科目を配置している。外国人教員を多く配置した理由は、英語によるコミュニケーション力や英語表現力を学生に涵養する上で、より有益と思われるからである。教員の中には外国語教育（国際コミュニケーション学）及び国際的なリベラルアーツ教育（国際社会学）の両者を担当できる教員もいることから、このような教員は両コースを担当できるようにしている。また、情報処理関係の科目を担当する教員についても、両コースを担当できる形にしている。なお、コース別特別科目については、研究論文作成の経験豊富な博士の学位を有している准教授以上を配置することになっている。

2. 中核的科目と教員組織の関係

本研究科においては、すべての専任教員は担当科目に対応した当該分野における十分な教育・研究実績を有していることから、教育カリキュラムを適切に運営し、教育研究成果を挙げられると思われる。また、オムニバス方式で行う中核的科目には、コーディネーターを配置し、担当する教員ごとの教育内容を点検調整し、円滑な教育が行える体制とする。

1) 基盤共通科目及び基盤選択科目

国際コミュニケーションコース及び国際社会研究コースの学生が、それぞれのバックグ

ラウンドと選択コースに沿って必要な基礎知識を修得するための科目として設定しており、教授、准教授及び講師の専任教員と兼任教員とが協働で、主としてオムニバス方式で分担して担当する。それぞれの科目の構成はコーディネーターを中心に議論され、分担回数や内容を決定し、学生による評価等を参考に、2年毎に見直しを行って改訂して行く。

2) コース別特別科目

コースごとに、各専門分野で研究を遂行するために必要な基礎知識及び専門的技術を修得するための演習があり、さらに修士論文作成のための研究がある。これらの研究科目では、学生は、選択した研究課題について、指導教員1名及び副指導教員2名（うち1名は異なるコースの教員）からなる複数の教員の指導を受ける体制となっている。なお、コース別特別科目のうち研究科目については、本学の17名の専任教員の中で准教授及び教授のみの12名で行われる。

3. 教員組織の職位別年齢構成

専任教員の職位別年齢構成は、様式第3号（その3の1）に示すとおりである。完成年度終了時点の年齢別では、17人の専任教員中30歳代 1名、40歳代 4名、50歳代 5名、60歳～64歳 2名、70歳以上 5名となる。私立大学である本学の教員採用は定年制雇用と契約制雇用（2年契約雇用もしくは1年契約雇用）を取っており、主に外国人教員は後者を適用している。定年制雇用では65歳定年制を設けているが、添付の宮崎学園教職員定年規程【資料9. 学校法人宮崎学園教職員定年規程】の特例、第6条では、宮崎学園が特に業務に必要と認めるときは、第2条第1項第1号又は第5条第1項に関わらず、満65歳を超えて雇用できるようになっている。これにより雇用あるいは再雇用が可能である。そのような背景の中で、2023（令和5）年4月に本研究科が設置された場合、原則として、定年年齢を迎えた教員に対しては特例を適用し、また契約制雇用教員に関しては継続契約を適用して、最小限、2年間継続的に担当できることを保証する。また、この間、異動や退職により担当教員に欠員が生じた際には速やかに補充し、教員組織の持続性に影響が出ないように担保する。研究科担当教員に、高齢者が多いのは否めないが、教育水準と研究レベルの質を維持し、さらに修士課程を将来的に向上させるためには、現時点では必要と思われる。一方で、現在の国際教養学部には博士号を有する若手の優秀な外国籍教員（歴史・宗教学、経済・起業学、社会学等）が複数育ってきている。これは教育学部でも同様である。本大学院修士課程の2年後以降の退職や異動による欠員が生じた際の教員の補充時には、彼らが有力な候補になると思われるが、当然のことながら公募による選考を行い、優

先的に若い優秀な教員を雇用・補充する。また、若い教員比率を増加させるために新たな科目（第3言語学や国際文化学、哲学と宗教等）を追加し、修士課程をより充実させて行く計画であり、その際にも若い優秀な教員の採用を考えている。

大学院修士課程の質を継続的に保証するためには、学生の修士論文の判定基準（V4. 修士論文の資格審査体制・方法・基準）の厳守はもちろんであるが、研究科教員の資格審査（研究指導教員、研究補助教員、講義担当教員等の）基準の策定及び大学院担当教員の自己点検・評価基準の策定が必要であり、これらは設置後の研究科委員会において議論の上で策定される。

4. 本研究科における研究体制

本研究科は、目指す人材育成目標に沿った教育科目を配置し、それに適合する教員を国際教養学部及び教育学部から選んだ。国際教養学部から28名中11名を、教育学部からは16人中6人の教員が本研究科の構成員として参加することとした。それぞれの学部の教員はどちらかのコースを担当する、あるいは両方のコースを担当する形を取っている。多くの科目の授業形態がオムニバス方式であり、より専門性の高い領域を教授できるようにした。オムニバスからも推測できるように、多くの教員の研究の専門分野には類似性があり、そのため、研究指導において、協働して取り組む体制が望める。中核となる研究分野は文化・社会系では外国語教育法、国際異文化理解、外国語表現等であり、理科系では、環境と生命、数理・データサイエンス等である。いずれの分野も複数の教員が関係しているので共通研究テーマによるプロジェクト研究等が可能である。

XI 施設・設備等の整備計画

1. キャンパス、校舎及び施設

1994（平成6）年に創立された宮崎国際大学は、姉妹校である宮崎学園短期大学と隣接している。そのため、学生は両大学内で、様々な交流をしている。さらに、宮崎国際大学と短期大学は講義棟、体育館、図書館、食堂等、いくつかの施設を共用している。例えば、本学の入試広報部等は短期大学内に設置されている。2015（平成27）年に短期大学の新校舎を建築する際に、大学の機能の一部をそちらに移動した。また多くのラーニングコモンズスペース（自習室や面談室）をそちらに確保している。大学院修士課程が設置された場合、学生定員が少なく少人数教育がほとんどであるため、大きな講義室や演習室は必要な

くむしろ機能的（スライドプロジェクターを使用した講義や、オンライン講義）な講義室が求められる。宮崎国際大学では、そのような部屋が多く確保されている。キャリア支援室、保健室、自習室、休息室等は学部生と共有できる。自習室は、さらに大学院生用（学生収容定員の2倍分）を確保している。大学院自習室（控室）は2号館103号室（42㎡）、大学院講義室は2号館101号室（42㎡）及び102号室（42㎡）を専用として割り当て、空き時間には学部生の授業に提供する【資料10. 大学院生用自習室、講義室】。

2. 設備・備品の整備状況

設備及び備品については、文科系であるため学部生と共有でき、研究科に必要な基本的な設備・備品は概ね揃っている。大学院修士課程の設置にあたっては、大学院講義室及び控室用の備品等（専用パソコン、プリンタ、スクリーン等）の整備を行う。

3. 図書等の資料及び図書館の整備計画

1) 基本情報（令和4年3月15日現在）

図書館 (<http://www.mei-library.jp>) については、学部生と共用でき、大学院修士課程の規模・目的と照らしても、蔵書・座席数も適切な量を有している。蔵書：和書 131,773冊、洋書 40,652冊（冊子図書）、電子書籍 743冊（和：462冊、洋：281冊）、視聴覚資料 9,298点を保有している。座席数は312席である。

- ・開館時間は平日：8時30分～18時30分及び土曜：9時～13時である。
- ・契約している外国誌等については、図書館・大学・自宅等から検索可能となっている。
- ・宮崎県内住民には開放し、貸し出しも可能となっており、多数の地域住民等が利用している。

2) 整備計画

図書についても、設備・備品同様、文科系であるため学部生と共有でき、基本的な図書は概ね揃っている。大学院修士課程の設置にあたって、専任教員と協議の上で、更に高度な専門書等の購入・整備を年次計画で予定している。

XII 社会人を対象とした大学院教育の一部を本校以外の場所（サテライトキャンパス）で実施する場合

宮崎国際大学は宮崎市中心部にある宮崎学園高等学校北校舎（経営情報科）（JR 宮崎駅から徒歩10分）の1階にサテライトキャンパス（名称：宮崎国際大学サテライトオフィス）

を設けており、公開講座や中高生向け英会話教室をボランティア事業として定期的を開催している。このサテライトオフィスは講義室としても利用できる設備を整えており、約 50～70 名程度の学生の授業が可能である。大学院生及び社会人院生の住まいや勤務先、あるいは各人の交通の利便性等を総合的に考慮し、市中心部にあるサテライトオフィスの方が受講しやすい環境となれば、サテライトオフィスでの教育の一部実施は可能である。また、一部の社会人については希望に応じて、サテライトオフィスでの研究指導やセミナー参加も可能である【資料 11. 宮崎国際大学サテライトオフィス】。

XIII 管理運営

1. 管理運営体制の概要

宮崎国際大学大学院学則【資料 12. 宮崎国際大学大学院学則】第 1 章第 4 節第 7 条において、「本学大学院の運営に係る事項を審議するため研究科委員会を置き、学長を除く研究科専任の教員をもって組織する。」と記載されており、研究科委員会が管理運営上の最終決定組織となる。なお、この研究科専任の教員とは、研究指導科目担当教員の事を言う。

2. 研究科委員会

研究科委員会の詳細については研究科委員会規程に定めている【資料 13. 宮崎国際大学大学院国際教養研究科委員会規程】ので、ここでは主な概要のみを記載する。

- 1) 役割：研究科の独立性を確保し、重要事項を審議するため設置する。管理運営上の最終決定組織として機能する。
- 2) 組織：委員会は研究科長、副研究科長、コース長及び研究指導科目担当教員で構成する。
- 3) 審議事項：
 - ア) 研究科の教員人事に関する事項
 - イ) 研究科の予算に関する事項
 - ウ) 研究科の教育課程の編成に関する事項
 - エ) 入学、在籍、修了、学位授与等に関する事項
 - オ) その他、研究科の教育、研究に関する事項

なお、事務的な運営を円滑に行うために研究科委員会の下に研究科運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

3. 運営委員会

重要事項の審議は運営委員会で実施し、研究科委員会に諮る。研究科委員会はおおよそ年4回の開催を予定しているが、運営委員会は毎月1回定期的に開催され、実質的な運用組織として機能する。主に研究科の諸事項の企画、立案、予算の配分、管理の他、様々な諸事項を検討する。運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。運営委員会の詳細については運営委員会規定に定めている【資料 14. 宮崎国際大学大学院国際教養研究科運営委員会規程】。

- 1) 役割：研究科の運営を円滑に行うために、研究科の下に置く。
- 2) 組織：運営委員会は、研究科長（専攻長）、各コース長、及びコース構成教員（必ずしも研究指導科目担当教員とは限らない）から各1名の計5名で構成する。
- 3) 審議事項
 - ア) 研究科の教員人事に関する事項
 - イ) 研究科の教務及び学生に関する事項
 - ウ) 学位審査、学位授与に関する事項
 - エ) 研究科の入学、転入学、転コースに関する事項
 - オ) 研究科の予算に関する事項
 - カ) 研究科の将来構想に関する事項
 - キ) 研究科のFDに関する事項
 - ク) 研究科委員会から審議を付託された事項
 - ケ) その他委員会が必要とする事項

4. 学内委員会

上記の委員会以外に必要なに応じて各種委員会を置くことができる。但し、大学・学部に既存の以下の委員会や各種センターにおける委員会については、大学院および大学院の学生にも対応するものとし、大学の委員会に所属する。また、学生相談窓口等も大学の組織に依存する。

- ・キャリア教育センター運営委員会
- ・IRセンター運営委員会
- ・情報管理センター運営委員会
- ・ハラスメント等防止・対策委員会
- ・コンプライアンス委員会
- ・学務委員会（教務関係）

- ・ 学生委員会（生活支援等）
- ・ 広報委員会
- ・ 障がい学生支援委員会
- ・ 障がい学生支援室運営委員会
- ・ 研究推進委員会
- ・ 研究不正・研究倫理委員会
- ・ 国際・地域連携推進委員会
- ・ 図書委員会
- ・ 安全衛生委員会
- ・ FD・SD 専門委員会
- ・ 学生寮運営委員会
- ・ 保健管理センター
- ・ 自己点検評価委員会

その他、必要に応じて参画する。

XIV 自己点検・評価

1. 基本方針

本学には自己点検評価委員会（委員長は IR・学務・評価担当副学長、各学部長、学長補佐、各学部からの教員2名、事務局長で構成）があり、各種評価を行っている。基本的には、この委員会が主体となって大学院の評価を実施することになる。本大学院の場合には以下のような評価体制と評価方法で自己点検・評価を実施する。

2. 実施体制・実施方法

1) 実施体制：本大学院における自己点検・評価は PDCA システムによって行われ、自己点検評価委員会が、主導する。研究科委員会での自己点検では、具体的には以下の自己点検項目について実施し、運営委員会において前年度評価に基づく改善計画を策定し、研究科委員会の議を経て各組織、各委員会、各教員が改善する。

2) 実施方法：以下に主な自己点検項目と、評価の観点の主な点を挙げる。

(ア) 教育及び教育支援：

- ・ 教育組織編成、カリキュラムの教育編成（特にオムニバスの割り当て等）が目的/目標に沿っているか。

(イ) 学生の受け入れ：

- ・アドミッション・ポリシーに沿った学生が入学しているか。
- ・入学者数や志願者数は予想通りか。入学選抜が適切に実施されているか。

(ウ) 教育内容、教育方法及び教育効果：

- ・教育の目的に照らして授業内容が配置されているか。
- ・成績評価基準や修了要件が学生に周知されているか。
- ・オリエンテーションが適切に行われているか。
- ・教育科目が学生の期待に沿っているか。
- ・単位の実質化への配慮がなされているか。
- ・シラバスが適切に作成され、活用されているか。
- ・学生による授業評価が行われているか。

(エ) 研究に関する内容、指導体制及び支援体制：

- ・研究指導が適切に行われているか。
- ・修士論文の質は維持されているか。
- ・研究支援体制が機能しているか。
- ・研究の内容に波及効果が期待されるか。

(オ) 就職や進路、卒業後に関する内容

- ・キャリア支援が適切に行われているか。
- ・就職先に関してディプロマ・ポリシーに沿っているか。
- ・卒業後の追跡調査が行われているか。
- ・社会人学生への大学院教育の効果が職場で活かしているか。

3. 外部評価の実施

学外の学識経験者等による外部評価委員会を設置し、前述の自己点検評価項目の報告書に基づき、その結果を定期的に検証し、評価の透明性と客観性を担保する。外部評価委員は必要に応じて改善点を指摘し、必要に応じて提言を行う。

4. 結果の活用及び公表

自己点検及び外部評価の結果については、自己点検評価委員会においてとりまとめ、改善点を明らかにして報告書を作成する。次年度以降、これを本研究科の教育・研究及び管理運営に反映させる。また社会への説明責任を果たすため、学内外へホームページ等により公表・公開する。

XV 情報の公表

1. 基本方針

宮崎国際大学は「礼節・勤労」を建学の精神とし、多国間文化を理解するためのリベラルアーツ教育を掲げて、世界のグローバル化に対応する人材育成を目標にしてきた。また、地域の経済・産業界、サービス・観光業界等から大きな期待が寄せられている。本学に付託された社会的責任を果たすためにも、本研究科は、教育理念、教育研究組織、教育内容、教育成果等の情報を広く、かつ積極的に開示する。

情報公開 URL <https://www.mic.ac.jp/disclosure/> トップ>大学紹介>情報公開

2. 情報提供項目

1) 研究科の教育研究上の目的や教育組織に関すること

研究科の教育・研究上の目的、各コース別の目的、研究科と大学の機構図、3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）、大学の学部と研究科の教育上の関係説明、教員組織（専任教員数、講義担当教員、男女比、年齢構成、各教員の専門分野、各教員の学位・業績等）。

2) 入学、卒業等に関すること

アドミッション・ポリシー、入学者数、収容者数、在学者数、卒業・修了者数、就職状況、入学者の分類（本学出身、他大学出身、社会人、留学生等）。

3) 教育内容及び授業に関すること

学年暦、授業時間割、授業科目、シラバス、担当教員。

4) 学修の成果に関わる評価及び卒業又は修了に関わる基準に関すること。

必要単位修得数、取得できる学位、修士論文提出時期、方法及び評価基準。

5) 施設、設備に関わること

キャンパス概要、学生寮、福利厚生、自習室、ネットワーク環境、保健室。

6) 授業料等大学が徴収する費用に関わること

授業料（授業料免除等）、入学金（入学金免除等）、入学検定料、寮費（該当者のみ）、施設利用料（特別に該当する場合のみ）。

7) 学生支援に関すること

各種奨学金制度、修学支援、就職支援、心身の健康にかかわる支援、留学支援。

8) その他

規程集、学則等、設置認可申請書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価結果。

3. 実施方法

1)～7)については大学ホームページ (<https://www.mic.ac.jp> の大学紹介、情報公開)にて公開する。8)については、研究科のホームページ、入学案内、各種報告書等を利用して報告する。

XVI 教育内容等の改善のための組織的な研修等

教員の資質の向上や、教育内容の改善のために、以下のような組織的な取り組みを行う。

1. 基本方針

教員の資質の向上は大学院の質を維持する上で極めて重要な課題と認識されている。この資質には、2つの要素として教育力と研究力が挙げられる。宮崎国際大学では、毎年、FD活動を盛んに行い、FD研修への参加を義務付けている。研究科が設置されれば、研究科内にFD委員が任命され、大学のFD委員会と協働しての活動を行う。一方で、2022(令和4)年度から本学では、地方私立大学では珍しく、科学研究費申請の義務化を決定しており、このような取り組みも教員の質の向上につながると期待している。

2. 実施体制

運営委員会が主体となり、様々な取り組み(下記)を企画調整する。それらの取り組みは研究科委員会で承認され、研究科委員会メンバー及び大学執行部へ報告される。また、取り組みの成果のまとめはIR推進センターにおいて分析され、個人情報に関わる場合(授業評価等)には個人へ、全体的な分析結果は研究科委員会で報告され、ホームページに掲載される。

3. 具体的取組

1) 大学院FDの実施

FDを大学院教育の重要な取り組みと位置付けており、まず、研究科委員会の運営委員会で、年度初めに大学院教育方法の改善、授業形態及び学習状況の調査等の企画案を作成し、全学FD専門委員会へ提案する。全学のFD委員会のFD活動と上手く適合すれば、大学主催のFD活動に参加する。一方で、大学院に特化したFD活動であれば、運営委員会が主体

となって、大学院 FD 研修会を開催する。後者の場合には、他大学の大学院教員による研修等が、これに相当する。

2) 授業評価

定期的に学生による授業（演習を含む）評価を実施し、教員の教育力向上へつなげる。授業が十分な教育効果を達成しているかを常に検証する。なお、授業評価は結果を分析し、報告書にまとめて、学生にフィードバックするとともにホームページ上に公開する。

3) 自己点検評価


大学では、学校法人宮崎学園人材育成制度に基づき、大学情報データベースを利用した教員個人評価（ティーチング・ポートフォリオ）を実施している。このティーチング・ポートフォリオは、教育、研究、管理運営、地域・国際貢献の4領域からなり、IR センターにおいて、すべて点数化される。その結果は、各学部長により報告され、各学部長はすべての教員と個人面談をする。学部長は職務状況も含めた総合結果を学長に報告し、その後、学長は全教員と面談を行い当該年度の評価を開示する。最終的には、学長が理事長に報告し、評価に基づく昇給等が行われる。研究科専任教員もこの大学のポートフォリオによる点検は同様に義務化されており、但し、従来のポートフォリオの項目に、大学院での教育（コマ数）、指導学生数、留学生受け入れ数、及び修士論文指導数等が加えられたもので評価される。

設置の趣旨等を記載した書類【資料集】


目次

資料 1. 宮崎国際大学大学院「国際教養研究科」修士課程設置計画の概要	2
資料 2-1. 3つのポリシーの関係図	5
資料 2-2. 講義科目とディプロマ・ポリシーの対応表	6
資料 2-3. 演習科目とディプロマ・ポリシーの対応表	7
資料 3. 各コースの履修モデル	8
資料 4. 入学から修了までのプロセス	10
資料 5-1. 学位論文審査細則	11
資料 5-2. 公開論文審査結果報告書様式	13
資料 6. 研究倫理審査会規程及び各種様式	16
資料 7. 「特定の課題についての研究成果」審査細則	26
資料 8. 基礎となる学部との関係	29
資料 9. 学校法人宮崎学園教職員定年規程	30
資料 10. 大学院生用自習室、講義室	32
資料 11. 宮崎国際大学サテライトオフィス	33
資料 12. 宮崎国際大学大学院学則	34
資料 13. 宮崎国際大学大学院国際教養研究科委員会規程	46
資料 14. 宮崎国際大学大学院国際教養研究科運営委員会規程	48
資料 15. 地図	50

資料 1. 宮崎国際大学大学院「国際教養研究科」修士課程設置計画の概要

 宮崎国際大学
Miyazaki International College

宮崎国際大学大学院国際教養研究科「修士課程」の概要



宮崎国際大学
Miyazaki International College

宮崎国際大学の未来Vision (10~20年後を見据えて)

今後の課題

- 18歳人口激減
- 高齢者社会
- グローバルゼーション（世界マーケティング）による競争
- ICT教育の波及
- 要求される人材の変化（大手企業による求人力の差）
- 様々な格差（経済、教育、仕事など）社会の拡大
- 国立大学の入学者の質の低下（定員を削減しない場合、志願者数は変わらないが、質は低下する。また国立大学の推薦枠は増加する）により、地方私立大学は定員確保に苦勞
- 地方の過疎化（若者の都会、海外への流出）

本学の主な取り組み（案）

1. 宮崎学園に小学校設置（これにより、保育・幼稚園→小学校→中学校→高校→大学の一貫教育で、教育の質の向上を図る）
2. 宮崎国際大学に大学院修士課程を設置（グローバルゼーション対応の教養を涵養する修士課程）
3. 高い英語力を身に付けた小・中・高校教師の排出（国際教養学部の改組）
4. 大学間連携、産学官連携による教育組織の模索
5. 低所得者に対応した入学制度の構築
6. 中・高齢者への英語リカレント教育の実施
7. 産学官連携教育による情報・データサイエンス教育強化
8. CLIL（英語による授業）教育の全国的波及

宮崎国際大学の強み・特色・実績

宮崎国際大学の沿革

- 学校法人宮崎学園は、昭和14年に宮崎女子商業学院、宮崎高等裁縫女学校の設置を契機に、中学・高等学校、短期大学を設置し、その後、平成6年に宮崎国際大学を設置した。将来的な世界のグローバル化への視野に、欧米のリベラルアーツ教育を取り入れ、外国語によるコミュニケーション力の強化、交渉力・表現力を強化する教育に力を入れてきた。現在、国際教養学部（定員100名）と教育学部（定員50名）の2学部からなる。

大学の強みと特色

- 令和3年「THE世界大学ランキング」（イギリスの教育専門誌「Times Higher Education」）の国内大学で国際性順位が全国8位（前年度19位）、総合では121～130位で、県内の国立大学法人宮崎大学と同順位となっている。国際教養学部での外国人教員比率は77%（令和3年度）、留学生比率は12%でいずれも高い。特に、学部生は2年次に海外研修を義務付けられている。また、大学内での授業の88%が英語により実施されている。就職率は高く、特にキャビンアテンダント就職率は全国8位となっている。
- 教育学部では教育部門での就職率全国1位で、小学校の教員採用率は86.9%（令和3年度）で、全国平均を大きく上回る。

国際教養研究科修士課程で養成する人材像

それぞれのコースで養成する人材像（ディプロマ・ポリシー）は以下のとおりである。

国際コミュニケーションコース

- (ア) 高い語学力と高度な国際コミュニケーション分野の知識を身に付け、グローバル社会で確実なコミュニケーションを発揮できる能力を有する。
- (イ) 国際コミュニケーションの観点から専門的な研究を行うために必要な学術的思考力を身に付け、国際社会の課題や諸問題を理解し、論理的かつ批判的に分析する能力や問題・課題の解決に向けて提言・実行する能力を有する。
- (ウ) グローバルな交渉現場に必要な、客観的思考力や高度な推理・判断力を常に向上させる意欲・関心・態度を有する。

国際社会研究コース

- (ア) 異文化の多様性を客観的に見つけ、それぞれの特徴を的確に判断できる能力や異文化に関する知識を有する。
- (イ) 現代のグローバル社会のさまざまな課題に対し学際的研究ができる能力を有する。
- (ウ) 英語でのプレゼンテーションやコミュニケーション力を有する。

国際教養研究科修士課程設置の趣旨と必要性

設置の趣旨

中央教育審議会の平成23年1月の答申の「グローバル化社会の大学院教育」を踏まえ、平成23年8月には第2次大学院教育施策要綱が公表された。この要綱では、グローバル化や知識基盤社会が進展する中、大学院教育の質の保証・向上を図りながら、大学院修士課程の視点を重視し、国際的に通用する教育研究拠点としての大学院の役割が求められている。本学は、多様な地域社会（経済界、産業界、教育界他）からのニーズと国際的通用性に応えるべく、国際教養学部と教育学部の2学部を構成し、ともに英語教育を重視した教育を行っている。今後、さらなる世界的グローバル化による英語教育を向上した学生を輩出するため、英語の専門性ある国際的教養の質を向上した学生を輩出する目的で、大学院修士課程を設置する。

設置の必要性

1) 地域社会における各業界からのニーズに応える必要性

本学のホームペーページには宮崎県内の主だった経済界、産業界、サービス・観光業界、マスコミ業界、航空業界等の要職にある方々から寄せられた「学生への激励メッセージ」が掲載されている。また、経済界からの寄付による「未来奨学金」制度が設けられ、本学学生への経済的な生活支援が行われている。これらは、本学に国際的に活躍できる学生の輩出を期待しているからと思われ、また、農業・工業・商業の産業界や観光業界からの期待も大きく、高度な大学院教育を受けた優秀な学生の輩出が望まれている。

2) 進学を希望する在学生のニーズに応える必要性

(ア) 本学の国際教養学部の全学生は、学部2年次の半期に海外研修が義務付けられている。この海外研修を経験することで、英語力の向上はもちろん、外国を異なる視点で見える能力が備わる。この留学を経験した学生の中には、さらに大学院に進み、卒業後には国際社会での活躍を希望する者がいる。(イ) 宮崎県内では、国立大学法人宮崎大学に「教職大学院」がある。この教職大学院は、主として教育現場/実務重視的な教育を行う大学院である。本学の在学中で、小学校教員資格免状合格者や中・高英語教員免許合格者は、この教職大学院への受験資格を有する。しかし、中にはもともと多国の異文化を勉強しつつ、英語表現力、多言語「中国語」の会話力、あるいは国際問題や国際経済等、幅広い教養をより高めたいという学生も多く、必ずしも教職大学院の教育趣旨にマッチングしていない。そのような在学生のニーズに応える必要がある。

3. その他のニーズへの対応

現職の小・中・高校教員の中にも、本学のように多くの外国人教員が在籍する教育環境下で、自分の英語表現力を強化したい、あるいは外国語教育法を勉強したいと思われている人たちがいる。特に今回のアンケート調査で、高校の英語教員の中には、かなり高い比率で、大学院修士課程に行きたいと思っている方々が存在することが判明した。このような方々は、国際的感覚を身に付ける、異文化を理解する、あるいは外国文学を勉強したい等、リベラルアーツの向上を希望していた。そのような小・中・高校教員（あるいは短期大学の教員）のニーズに対応する大学院修士課程の設置が必要である。

宮崎国際大学大学院「国際教養研究科修士課程」の基本構想 2

国際教養研究科修士課程の構成

大学院研究科の名称：宮崎国際大学大学院国際教養研究科国際教養学専攻
(Graduate School of International Liberal Arts)

上記の研究科に2つのコースを設置する：

1. 「国際コミュニケーションコース」
(Master of Arts in International Communication)
2. 「国際社会研究コース」
(Master of Arts in International Social Studies)

●国際コミュニケーションコース：高度な英語力を身に付け、グローバル社会で確実なコミュニケーション能力を発揮できる人材を養成する。

●国際社会研究コース：グローバル化の進展する国際社会において、国際的環境問題、経済問題、ジェンダー格差等の諸課題を客観的に見つけ、それらの解決に向けて、真実に取り組む（学際的研究ができる）人材を養成する。

- 1 専攻2コースで定員5名（1～2年生 収容人数 10名）
- 国際コミュニケーションコース 定員 目安として2名
学位：修士（国際コミュニケーション学）
- 国際社会研究コース 定員 目安として3名
学位：修士（国際社会学）

学生確保の見通し

アンケート調査結果や九州圏内の大学院の設置状況調査などから、募集対象となる者は以下の通りで、数字は応募者の見込みである。

- ① 本学卒業生
本学の国際教養学部および教育学部を卒業した者 1～3名
- ② 社会人
県内外の企業や公共団体等に在職する社会人のリカレント教育の一環として募集する。但し、4年制（あるいは6年制）大学を卒業した者 1～3名
- ③ 外国からの留学生
国内の4年制大学を卒業した外国人留学生、あるいは国外の4年制（あるいは5年制）大学を卒業した外国人留学生を留学生として募集する（なお、連携大学からの留学生は優先する）。 1～2名
- ④ 他大学
本学以外の国内4年制あるいは6年制大学を卒業した者 1～2名

教育課程編成の特色

「基礎共通科目」は必修で、全員が履修することでグローバル社会で活躍する上で必要な国際文化や国際言語の基礎能力を強化する。基礎選択科目は自分の将来の進路を考慮し、各自が選択する。コース別特別科目は、それぞれのコースにおいて、演習および研究を行う。なお、コース別特別科目においては、主指導教員1名、および副指導教員2名を設け、副指導教員の1名は主指導教員とは別のコースから充てる。これにより、それぞれ異なった観点から幅広い指導が受けられる様に配慮されている。

		国際コミュニケーションコース	国際社会研究コース	
	科目	単位	年次	
基礎共通科目 (必修 10単位)	国際コミュニケーション概論	2	0	1
	外国語教育学概論	2	0	1
	情報処理学特論	2	0	1
	国際文化・芸術学概論	2	0	1
	英語表現概論	2	0	1
基礎選択科目 (選択 6単位)	交流セミナー特論	2		1, 2
	国際経済学特論	2		2
	環境・生命科学特論	2		1
	数理・データサイエンス特論	2		1
	社会心理学特論	2		1
コース別特別科目 (選択必修 14単位)	中国語特論	2		1
	英米文学特論	2		1
	日本教育史特論	2		2
	国際コミュニケーション学基礎演習	6	0	1, 2
	国際社会研究基礎演習	6	0	1, 2
国際社会研究(修士論文)	国際コミュニケーション学研究(修士論文)	8	0	1, 2
	国際社会研究(修士論文)	8	0	1, 2
	計	30	30	

授業科目

期待される進路

国外、国内、県内等で活躍できる場（公務員、金融機関、企業、ホテル・サービス業、大学院博士課程進学、流通、情報通信分野他）。また、学部教育で中学校英語教員、高校英語教員、小学校教員（小2免）の資格を取った者は、さらに高度な英語力を有して、教職の道へ就職できる。

宮崎国際大学国際教養専攻の教育方針 (アドミッシヨン・ポリシー、カリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーの関係)

アドミッシヨン・ポリシー

本研究科は、グローバル化やSDGs等を背景に、多国籍文化に関する知識を深め、国際言語を活用しながら世界または地域で活躍できる人材、または英語力を深めて専門分野（教職関係等）で活躍できる人材の養成を主眼としており、世界の文化・社会交流の発展、国内での国際言語教育の発展に寄与することを使命にしている。したがって、本研究科は次のような人材を求めます。

- 1) 国際コミュニケーションコース
 - (ア) 英語の基礎学力と日常的な会話力を有し、英語表現力・英語コミュニケーション力をさらに向上させたい人を求めます。
 - (イ) 修士論文執筆に必要な、基本的な分析力、批判的読解能力と論理的表現能力、ITリテラルの基礎、当該の研究分野における学部レベルの基礎的な知識を身に付けている人を求めます。
 - (ウ) 大学院で身に付けた専門分野を活かして社会に貢献したい人を求めます。
- 2) 国際社会研究コース
 - (ア) グローバルな視野と感性を持ち、国際問題に関心があり、国際的リベラルアーツを身に付けたい人を求めます。
 - (イ) 修士論文執筆に必要な、基本的な分析力、批判的読解能力と論理的表現能力、ITリテラルの基礎的な知識を身に付けている人を求めます。
 - (ウ) 大学院で身に付けた専門分野を活かして国際社会で活躍する意欲を有している人を求めます。

カリキュラム・ポリシー

グローバル社会で活躍する上で必要な基礎能力を涵養するために、全員が履修する「基礎共通科目」を設け、また、各自の将来の進路を考慮して選べる「基礎選択科目」を設けている。さらに、専門性をより高めるために、それぞれのコースにおいて、「コース別特別科目」が設けられている。

「基礎共通科目」と「基礎選択科目」では、両コースの教員が協働して、それぞれの得意分野・専門分野について教育を行う。研究科の設置趣旨に則って、国際的な文化の多様性、国際環境問題、国際経済問題他、情報処理関係等、様々な分野における専門性とコミュニケーション力を高めるために、幅広く知識が修得できる。また、交流セミナーを通して、学生同士が発表会を企画し、外部講師を招いての討論会を行うなど、能動的アクティブラーニングを取り入れ、本学のメリットを生かした教育システムを活用する。

「コース別特別科目」においては、複数指導体制を取り、それぞれ異なった観点から幅広い指導が受けられる様に配慮する。

国際コミュニケーションコースでは、国際コミュニケーションを研究する上で必要となる知識、情報収集法、プレゼンテーション方法など理論と技術を学ぶ科目を「国際コミュニケーション学基礎演習」として開講する。

国際社会研究コースでは、国際社会を研究する上で必要となる知識、情報収集法、プレゼンテーション方法など理論と技術を学ぶ科目を「国際社会研究基礎演習」として開講する。

ディプロマ・ポリシー

本大学院学則に規定する修業年限以上在学し、所定の単位数を修得し、下記の各コースの目標とする素養を身に付けたと確認され、修士論文の最終試験に合格した者に修士の学位を与える。

- 1) 国際コミュニケーションコース
 - (ア) 高い語学力と高度な国際コミュニケーション分野の知識を身に付け、グローバル社会で確実なコミュニケーション力を発揮できる能力を有する。
 - (イ) 国際コミュニケーションの観点から専門的な研究を行うために必要な学術的思考力を身に付け、国際社会の課題や諸問題を理解し、論理的かつ批判的に分析する能力や問題・課題の解決に向けて提言・実行する能力を有する。
 - (ウ) グローバルな交渉現場に必要な、客観的思考力や高度な推理・判断力を常に向上させる意欲・関心・態度を有する。
- 【学位】 修士（国際コミュニケーション学）

- 2) 国際社会研究コース
 - (ア) 異文化の多様性を客観的に見つけ、それぞれの特徴を的確に判断できる能力や異文化に関する知識を有する。
 - (イ) 現代のグローバル社会のさまざまな課題に対し学際的研究ができる能力を有する。
 - (ウ) 英語でのプレゼンテーションやコミュニケーション力を有する。
- 【学位】 修士（国際社会学）

資料2-2. 講義科目とディプロマ・ポリシーの対応表

カリキュラム・ポリシー	科目	国際コミュニケーションコースのディプロマ・ポリシー (DP1)			国際社会研究コースのディプロマ・ポリシー (DP2)		
		DP1-1	DP1-2	DP1-3	DP2-1	DP2-2	DP2-3
グローバル活躍する場面を想定し、両コースの学生が身に付けておくべき基礎となる知識。他国との交渉や会議でのコミュニケーション能力、異文化理解、国際言語力、情報分析・処理能力等は共通した教養である。また英語教育者としての素養を向上する。	国際コミュニケーション概論	◎	○	○	○		
	外国語教育学概論	◎	○		○		◎
<p>自分の将来の進路等にに応じて自由に選択できる。「環境・生命科学特論」や「社会心理学特論」は、科学的に脳の仕組みや感情・心理の仕組みを知ることで、教育力や交渉力を向上させる狙いである。「数理・データサイエンス特論」は、諸外国や地域の産業経済の分析に基づく企画や交渉に必要と思われ、エビデンスに基づいた理論展開を目指している。また「英米文学特論」は、英米の文学、歴史、社会を学び、代表する英語圏の歴史的背景や国際感覚を身に付けるためである。さらに中国語は近年重要性が急激に増している第2外国語である。なお、「交流セミナー特論」は融合科目であり、コーディネーター教員のもとで、学生自らが企画し、他の学生の研究等を知ること、お互いの知識、技能を深めるとともに、外部招聘講師から最近の課題やトピックス等を提供してもらうものである。</p>	情報処理学特論		◎		◎		
	国際文化・芸術学概論		◎	○	○	○	○
	英語表現概論	◎		○	○	○	◎
	交流セミナー特論 (融合科目)	◎		○	○	◎	○
	国際経済学特論		○	○		◎	
	環境・生命科学特論		◎			◎	
	数理・データサイエンス特論		◎			○	
	社会心理学特論			○		◎	
	英米文学概論					◎	○
	中国語特論	◎					
日本教育史特論					◎		
DP1-1	高い語学力と高度な国際コミュニケーション分野の知識を身に付け、グローバル社会で確実なコミュニケーション力を発揮できる能力を有する。						
DP1-2	国際コミュニケーションの観点から専門的な研究を行うために必要な学術的思考力を身に付け、国際社会の課題や諸問題を理解し、論理的かつ批判的に分析する能力や問題・課題の解決に向けて提言・実行する能力を有する。						
DP1-3	グローバルな交渉現場に必要な、客観的思考力や高度な推理・判断力を常に向上させる意欲・関心・態度を有する。						
DP2-1	異文化の多様性を客観的に見つめ、それぞれの特徴を的確に判断できる能力や異文化に関する知識を有する。						
DP2-2	現代のグローバル社会のさまざまな課題に対し学際的研究ができる能力を有する。						
DP2-3	英語でのプレゼンテーションやコミュニケーション能力を有する。						

資料2-3. 演習科目とディプロマ・ポリシーの対応表

カリキュラム・ポリシー	科目	国際コミュニケーションコースのディプロマ・ポリシー (DP1)			国際社会研究コースのディプロマ・ポリシー (DP2)			
		DP1-1	DP1-2	DP1-3	DP2-1	DP2-2	DP2-3	
各コースで研究を遂行するために必要な基礎知識の履修及び専門的技術を修得するための科目(国際コミュニケーション学基礎演習)及び国際社会研究基礎演習)があり、さらに修士論文作成のための科目(国際コミュニケーション学研究及び国際社会研究)がある。演習科目は、学生自らが疑問に思う課題を解決するためや、修士論文を作成する上で必要な技術を修得するために選択するもので、3科目以上(6単位以上)を履修しなければならない。	国際コミュニケーション学基礎演習	情報処理学演習	○	◎	○			
		データサイエンス応用演習		◎			○	
		英語教育演習	◎	○	○			
		日本語学演習	◎	○	○			
		応用言語学演習	◎	◎	○	○		○
		国際環境生命学演習		○			◎	
		情報マネジメント・ゼキュリティ演習		○	○	○	◎	○
		国際食料問題演習		○	○	○	◎	
		データサイエンス演習		◎			◎	
		英米文学演習	○		○	○	◎	○
国際社会研究基礎演習	日本教育史学演習			○		◎		
	地域文化学演習	○			◎	○	○	
	社会心理学演習		○	○	○	◎	○	
	数理統計分析学演習		◎			◎		
	国際経済学演習	○	○			◎	○	
	グローバル生態学演習		○				◎	
	DP1-1	高い語学力と高度な国際コミュニケーション分野の知識を身に付け、グローバル社会で必要なコミュニケーションを発揮できる能力を有する。						
	DP1-2	国際コミュニケーションの観点から専門的な研究を行うために必要な学術的思考力を身に付け、国際社会の課題や諸問題を理解し、論理的かつ批判的に分析する能力や問題・課題の解決に向けて提言・実行する能力を有する。						
	DP1-3	グローバルな交渉現場に必要な、客観的思考力や高度な推理・判断力を常に向上させる意欲・関心・態度を有する。						
	DP2-1	異文化の多様性を客観的に見つけ、それぞれの特徴を的確に判断できる能力や異文化に関する知識を有する。						
DP2-2	現代のグローバル社会のさまざまな課題に対し学際的研究ができる能力を有する。							
DP2-3	英語でのプレゼンテーションやコミュニケーション能力を有する。							

国際コミュニケーションコース

Master of Arts in International Communication

アドミッション・ポリシー

- (ア) 英語の基礎学力と日常的な会話力を有し、英語表現力・英語コミュニケーション力をさらに向上させたい人を求めます。
- (イ) 修士論文執筆に必要な、基本的な分析力、批判的読解能力と論理的表現能力、ITリテラシー、当該の研究分野における学部レベルの基礎的な知識を身につけている人を求めます。
- (ウ) 大学院で身に付けた専門分野を活かして社会に貢献したい人を求めます。

カリキュラム・ポリシー

- (ア) 国際的な文化の多様性、国際問題、国際経済他、情報処理関係他、国際言語等様々な分野における専門性を高めます。
- (イ) 英語表現、英語教育、国際コミュニケーションを涵養する科目が設置されています。
- (ウ) 国際コミュニケーションの観点から専門的な研究を行うために必要な学術的思考力を身に付ける科目が設置されています。

教育課程

科目別シラバスを参考にしてください。

	1年	2年
基盤共通科目 (5科目すべてを受講してください。)	すべて講義 (10単位) ・国際コミュニケーション概論 ・外国語教育学概論 ・情報処理学特論 ・国際文化・芸術学概論 ・英語表現概論	履修終了
基盤選択科目 (3科目以上を選択してください。ただし、●科目の中から最低2科目は選択してください。)	交流セミナー以外は講義 (6単位以上) ●・交流セミナー特論 ●・環境・生命科学特論 ●・数理・データサイエンス特論 ・社会心理学特論 ・英米文学特論 ●・中国語特論	●・国際経済学特論 ●・日本教育史特論
コース別特別科目	演習・研究 (14単位) 文献調査・研究計画策定 資料等準備・データ、文献収集・学会発表 ・国際コミュニケーション学基礎演習 ・国際コミュニケーション学研究	修士論文作成 学会発表・学術論文投稿など

ディプロマ・ポリシー

- (ア) 高い語学力と高度な国際コミュニケーション分野の知識を身に付け、グローバル社会で確実なコミュニケーション力を発揮できる能力を有する。
 - (イ) 国際コミュニケーションの観点から専門的な研究を行うために必要な学術的思考力を身に付け、国際社会の課題や諸問題を理解し、論理的かつ批判的に分析する能力や問題・課題の解決に向けて提言・実行する能力を有する。
 - (ウ) グローバルな交渉現場に必要な、客観的思考力や高度な推理・判断力を常に向上させる意欲・関心・態度を有する。
- 【学位】 修士 (国際コミュニケーション学)

就職・進路

- 国外、国内、県内など、色々な視野に立って活躍できる場が広がります。
- 学部教育で中学校英語教員、高校英語教員、小学校教員 (小2免) の資格を取った方は、その道へ就職できます。その他、
 - 公務員、●金融機関 ●企業 ●ホテル・サービス業 ●大学院博士課程進学
 - 流通、情報通信分野 ●サービス

国際社会研究コース

Master of Arts in International Social Studies

アドミッション・ポリシー

- (ア) グローバルな視野と感性を持ち、国際問題に関心があり、国際的リベラルアーツを身に付けたい人を求めます。
- (イ) 修士論文執筆に必要な、基本的な分析力、批判的読解能力と論理的表現能力、ITリテラシー、当該の研究分野における学部レベルの基礎的な知識を身に付けている人を求めます。
- (ウ) 大学院で身に付けた専門分野を活かして国際社会で活躍する意欲を有している人を求めます。

カリキュラム・ポリシー

- (ア) 国際的な文化の多様性、国際問題、国際経済他、情報処理関係他様々な分野における専門性を高めます。
- (イ) 英語コミュニケーション能力を高めます。
- (ウ) 国際社会を研究する上で必要となる知識、情報収集法、プレゼンテーション方法など理論と技術を学びます。

教育課程

科目別シラバスを参考にしてください。

	1年	2年
基盤共通科目 (5科目すべてを受講してください。)	すべて講義(10単位) ・国際コミュニケーション概論 ・外国語教育学概論 ・情報処理学特論 ・国際文化・芸術学概論 ・英語表現概論 履修終了	
基盤選択科目 (3科目以上を選択してください。ただし、●科目の中から最低2科目は選択してください。)	交流セミナー以外は講義(6単位以上) ●・交流セミナー特論 ●・環境・生命科学特論 ●・数理・データサイエンス特論 ●・社会心理学特論 ●・英米文学特論 ●・中国語特論	●・国際経済学特論 ●・日本教育史特論
コース別特別科目	演習・研究(14単位) 文献調査・研究計画策定 資料等準備・データ、文献収集・学会発表 ・国際社会研究基礎演習・国際社会研究	修士論文作成 学会発表・学術論文投稿など

ディプロマ・ポリシー

- (ア) 異文化の多様性を客観的に見つけ、それぞれの特徴を的確に判断できる能力や異文化に関する知識を有する。
- (イ) 現代のグローバル社会のさまざまな課題に対し学際的研究ができる能力を有する。
- (ウ) 英語でのプレゼンテーションやコミュニケーション力を有する。

【学位】 修士(国際社会学)

就職・進路

国外、国内、県内など、色々な視野に立って活躍できる場が広がります。

- 公務員 ●金融機関 ●企業 ●ホテル・サービス業 ●航空業界 ●大学院博士課程進学
- 流通、情報通信分野 ●サービス 他

資料4. 入学から修了までのプロセス

	1年	2年
基盤 共通 科目	<p>【専攻必修 講義】(10単位) (1年前期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際コミュニケーション概論 ・外国語教育学概論 履修修了 ・情報処理学特論 ・国際文化・芸術学概論 ・英語表現概論 	
基盤 選択 科目	<p>【専攻選択 講義・演習】(6単位以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流セミナー特論(融合科目) (1~2年) ・環境・生命科学特論(1年後期) ・数理・データサイエンス特論 (1年後期) ・社会心理学特論(1年後期) ・英米文学特論(1年後期) ・中国語特論(1年後期) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際経済学特論(2年前期) ・日本教育史特論(2年前期) <p>履修修了</p>
コ ー ス 別 特 別 科 目	<p>【コース必修演習・研究】(14単位)</p> <p>文献調査・研究計画策定</p> <p>国際社会研究コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際社会研究基礎演習 ・国際社会研究 <p>国際コミュニケーションコース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際コミュニケーション学基礎演習 ・国際コミュニケーション学研究 	<p>資料等準備・データ、文献収集・学会発表</p> <p>学会発表・学術論文作成</p> <p>1月末学位審査申請</p>
備 考	<p>4月 入学式</p> <p>オリエンテーション</p> <p>履修指導</p> <p>指導教員(主1名副2名)届出</p> <p>履修申請書届出</p>	<p>1月末 学位論文申請 3月 学位授与</p> <p>学位申請資格可否</p> <p>審査委員選定</p> <p>公開審査 最終試験</p> <p>学位授与の決定</p>

資料5-1. 学位論文審査細則

宮崎国際大学大学院国際教養研究科修士課程における学位論文審査細則

令和3年9月10日
制 定

(目的)

第1条 この細則は、大学院国際教養研究科修士課程における学位論文審査を円滑に行うために定めるものである。

(論文提出の時期)

第2条 学位論文の提出時期は、第2学年の1月末とする。ただし、標準修業年限を超えて在籍する者について、この限りではない。

(学位論文の提出の資格)

第3条 学位論文を提出できるのは、修士課程に2年以上在学し、必修科目10単位、選択科目20単位以上の合計30単位以上を修得した者、あるいは学位論文を提出する日の属する学年末までに必要単位を修得する見込みがある者である。また、修士課程に2年以上在学し、所定の授業科目の単位を修得したうえで退学した者が退学から1年以内に学位論文を提出した場合は、正規の提出として扱われる。

(論文審査願出)

第4条 宮崎国際大学大学院学則第32条の規定に基づき学位論文の審査を願出する者は、次に掲げる書類を添えて、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願（別紙様式第1）
- (2) 学位論文（8,000字程度、英文でも可）
- (3) 論文要旨（別紙様式第2）

(審査)

第5条 学位論文の審査及び最終試験は、研究科長が指名する審査委員3名（主査1名、副査2名）を持って構成する審査委員会が行う。但し、審査の対象者の主指導者は主査にはなれない。

(最終審査)

第6条 最終審査の成績は、審査委員が学位論文の公開発表を聴取し、関連する事項につき試問した結果に基づいて判定する。なお、判定基準は宮崎国際大学大学院学則第29条に従う。

(公開の論文審査会)

第7条 学位論文の公開発表は、研究科長が指定する日時、場所において口頭発表により行う。

- 2 前項の公開発表会に関する情報は、学内に広く通知し、公開発表会での司会は主査が務める。
- 3 公開発表に対する質疑応答は、聴衆から広く求める。

(報告)

第8条 審査委員会は、論文審査及び最終審査の口頭発表審査の結果を研究科長に書面をもって報告する。(別紙様式第3号)(別紙様式第4号)

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、学位論文審査の取扱いに関し必要な事項は、審査委員会が決定する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

資料5-2. 公開論文審査結果報告書様式

別紙様式第3号

学位論文審査結果の要旨

修士課程	第 号	氏 名	
審 査 委 員		主 査 氏 名	印
		副 査 氏 名	印
		副 査 氏 名	印
[論文題名]			
[要 旨]			
		点数	点

提出された学位論文の内容を審査し、要旨欄に簡単な内容、審査委員の感想及び最終的な評価を記入してください。また、100点満点で点数を記入してください。参考：(秀：90～100点、優：80～89点、良：70～79点、可：60～69点、不可：59点以下)

別紙様式第4号

最終試験結果の要旨

修士課程	第 号	氏 名	
審 査 委 員		主 査 氏 名	印
		副 査 氏 名	印
		副 査 氏 名	印
[要 旨]			
		点数	点

公開発表会での口頭発表、質疑応答の内容を審査し、要旨欄に審査結果の要旨を記入してください。また、100点満点で点数を記入してください。参考：(秀：90～100点、優：80～89点、良：70～79点、可：60～69点、不可：59点以下)

資料 6. 研究倫理審査会規程及び各種様式

宮崎国際大学 研究倫理審査会規程

令和3年12月1日

(趣旨)

第1条 宮崎国際大学(以下「大学」という。)の教員及び学生(以下「研究者等」という。)が人を対象とする研究を行う場合、その研究内容に関する審査を行うために研究倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(申請の手続き)

第2条 研究計画の審査を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は倫理審査申請書(様式第1号)、実施計画書(様式第2号)、研究の対象となる者への説明文書(様式第3号)及び同意書(様式第4号)を添えて、審査会委員長に提出しなければならない。また、審査に必要と思われる資料を追加することができる。

- 2 申請者は教員でなければならない、学生は研究分担者となる。
- 3 申請者は前年度の研究不正・研究倫理FD研修を受講した者に限る。
- 4 審査会委員長は、前項の申請があったときは、速やかに委員会に諮問するものとする。

(組織)

第3条 審査会は、委員長、副委員長及び各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長(教育研究担当)(委員長)
- (2) 関連分野の学部長(副委員長)
- (3) 学長が指名する関連分野の教授1名
- (4) 研究推進委員会委員2名
- (5) その他委員長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査の対象)

第5条 審査会は、人を対象とする研究に関して申請された研究計画の内容を、各号に掲げる倫理的観点に基づいて審査を行うものとする。

- (1) 研究の対象となる者の人権への配慮
- (2) 研究の対象となる者への不利益及び危険性に対する配慮
- (3) 個人情報の保護対策、漏洩防止対策等

(会議)

第6条 審査会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(議長)

第7条 審査会は、委員長が召集し、その議長となる。

2 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名した者が議長の職務を遂行する。

(審査の判定区分)

第8条 審査の判定は、次の各号に掲げる区分によるものとする。

(1)「承認」

(2)「条件付き承認」

(3)「非承認」

2 「条件付き承認」「非承認」である場合には、それぞれの条件、非承認の理由を申請者に明示しなければならない。

(審査結果の通知)

第9条 委員長は、審査終了後、速やかに審査判定の結果を、学長に報告し、学長は学務部を通して、申請者に審査判定結果通知書(様式第5号)を交付しなければならない。

(意見の聴取)

第10条 審査会が必要と認めたときは、弁護士等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(再審査)

第11条 申請者は、審査会の判定した結果に対し異議のある場合は、再審査を請求することができる。

2 再審査の請求は、再審査請求書(様式第6号)により行わなければならない。

(秘密の保持)

第12条 委員は、職務上知り得た研究内容及び個人に関わるすべての情報を漏洩してはならない。なお、委員を退いた後も同様とする。

(記録の保存)

第13条 審査会の審査に関する書類の保存期間は10年とする。

(事務)

第14条 審査会の事務は、学務部において処理する。

(雑則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、審査会の答申に基づき学長が別に定める。

(規程の改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、学長が研究評議会の議を経て、宮崎学園理事長に報告する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

令和 年 月 日

研究倫理審査申請書

宮崎国際大学学長 殿

申請者（実施責任者又は指導教員）

所 属

職 名

氏 名

印

以下の資料を添えて申請いたします。

1. 実施計画書（様式第 2 号）
2. 研究の対象となる者への説明文書（様式第 3 号）
3. 同意書（様式第 4 号）

1 課題名

2 研究概要

3 研究を行う実施期間

4 研究を行う具体的な場所

5 研究における倫理的配慮

(1) 研究の対象となる個人の人権擁護及び個人情報漏洩防止対策

(2) 研究の対象となる個人に理解を求め同意を得る方法

(3) 研究によって生じる個人への不利益及び危険性に対する配慮

(4) 研究費用の出所

大学内研究費

- 科学研究費補助金 (種目)
 委託・共同研究 (委託者)
 その他 ()

6 研究組織

(1) 実施代表者

(所属) (職名) (氏名)

(2) 実施分担者

(所属) (職名) (氏名)

(3) その他 (任意)

研究の対象となる者への説明文

説明者所属

氏名

- 1 研究内容の説明及び人を対象とする必要性

- 2 倫理的配慮に関する説明

- 3 本人の自由意志による同意であること、及び同意後も不利益を受けずに随時撤回できることへの説明

- 4 同意しない場合でも不利益を受けないことへの説明

- 5 調査過程において発生した事柄に関して不服申請を行うことが出来ることへの説明

- 6 個人情報の保護、漏洩防止対策

同意書

宮崎国際大学学長 殿

私は「 (研究課題名) 」について、その目的、方法、成果の扱い、個人情報保護等について十分な説明を受けました。また、本研究への協力に同意しなくても何ら不利益を受けないこと、研究途中でも棄権することが可能なことも確認いたしましたので、研究協力者になることに同意致します。

令和 年 月 日

氏名 _____ (自署)

住所 _____

連絡先

電話 _____

メール _____

「 (研究課題名) 」について、書面及び口頭により 令和 年 月 日に説明を行い、上記のとおり同意を得ました。

説明者所属

氏名 _____ (自署又は記名押印)

研究倫理審査会結果通知書

実施代表者

殿

宮崎国際大学学長

印

研究倫理審査会において、審査の結果、下記の通り判定しましたので、通知いたします。

記

1 課題名

2 実施分担者

(所属)

(職名)

(氏名)

3 判定

承認

条件付き承認

非承認

4 条件付き承認、非承認の理由

様式第6号

令和 年 月 日

研究倫理再審査申請書

宮崎国際大学学長 殿

申請者（実施責任者又は指導教員）

所 属

職 名

氏 名

印

以下の書類を添えて再申請いたします。

1. 再申請の理由及び指摘事項に対する改善点（任意）
2. 実施計画書（様式第2号）
3. 研究の対象となる者への説明文書（様式第3号）
4. 同意書（様式第4号）

資料7. 「特定の課題についての研究成果」審査細則

宮崎国際大学大学院国際教養研究科修士課程における 「特定の課題についての研究成果」審査細則

令和3年9月10日
制 定

(目的)

第1条 この細則は、大学院国際教養研究科修士課程における特定の課題についての研究成果審査を円滑に行うために定めるものである。

(特定の課題研究)

第2条 大学院設置基準第16条により、特定の課題についての研究成果を修士論文に置き換えることができるものとする。但し、本研究科での特定課題は「外国語教育」に関するものに限定する。

(報告書提出の時期)

第3条 特定の課題についての研究成果の報告書(以下「報告書」という。)提出時期は、第2学年の11月末とする。ただし、標準修業年限を超えて在籍する者について、この限りではない。

(報告書の提出の資格)

第4条 報告書を提出できるのは、修士課程に2年以上在学し、必修科目10単位、選択科目20単位以上の合計30単位以上を修得した者、あるいは報告書を提出する日の属する学年末までに必要単位を修得する見込みがある者である。また、修士課程に2年以上在学し、所定の授業科目の単位を修得したうえで退学した者が退学から1年以内に報告書を提出した場合は、正規の提出として扱われる。

(報告書審査願出)

第5条 宮崎国際大学大学院学則第32条の規定に基づき特定の課題についての研究成果の審査を願出する者は、次に掲げる書類を添えて、研究科長に提出するものとする。

- (1) 特定の課題についての研究成果審査願
- (2) 報告書：A4用紙1ページ当たり英語300語程度で、17～20ページを目安とした英文報告書
- (3) 報告書要旨

(前審査)

第6条 提出された報告書が、本研究科の特定の課題研究に相当するか、また、内容が修士論文審査に匹敵するかを判断するために、研究科委員会が選出した複数の「特定の課題研究担当教員」による前審査を行い、その結果を12月末までに研究科長に報告する。

(審査)

第7条 第6条による前審査で承認された場合には、研究科長が指名する審査委員3名(主査1名、副査2名)を持って構成する審査委員会によって報告書の審査及び最終試験を行う。但し、審査の対象者の主指導者は主査にはなれない。報告書の審査基準は以下の通りとする。

【特定の課題についての研究成果報告書審査基準】

- 1) 課題についての背景と現状の理解が適切であり、外国語教育あるいはその関連領域の知識の向上に寄与していること。
- 2) 研究に用いた手法は当該学問領域において妥当であり、先行研究が十分に検討・吟味されており、出典記載や引用が適切になされていること。
- 3) 報告内容が的確で、論理展開に整合性と一貫性があること。
- 4) 英語による表現が的確で、体裁が整っていること。

(最終審査)

第8条 最終審査の成績は、審査委員が特定の課題についての研究成果の公開発表を聴取し、関連する事項につき試問した結果に基づいて判定する。なお、判定基準は宮崎国際大学大学院学則第29条に従う。

(公開の審査会)

第9条 特定の課題についての研究成果の公開発表は、研究科長が指定する日時、場所において口頭発表により行う。

- 2 前項の公開発表会に関する情報は、学内に広く通知し、公開発表会での司会は主査が務める。
- 3 公開発表に対する質疑応答は、聴衆から広く求める。

(報告)

第10条 審査委員会は、報告書審査及び最終審査の口頭発表審査の結果を研究科長に書面をもって報告する。(別紙様式第3-2)(別紙様式第4-2)

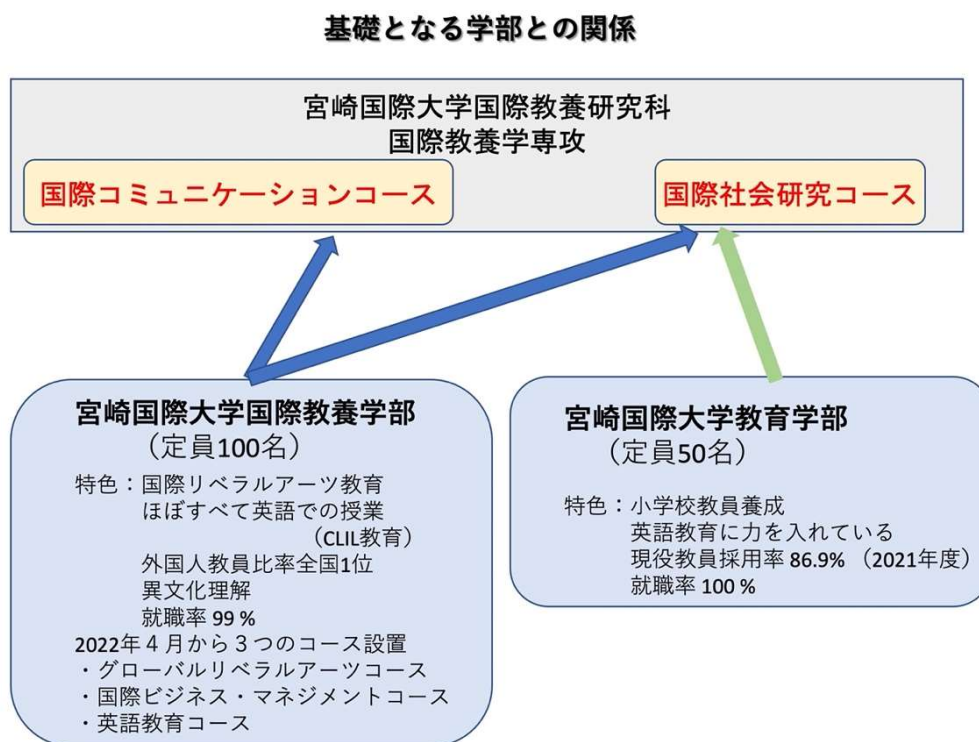
(雑則)

第 11 条 この細則に定めるもののほか、特定の課題についての研究成果審査の取扱いに関し必要な事項は、審査委員会が決定する。

附 則

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

資料8. 基礎となる学部との関係



資料9. 学校法人宮崎学園教職員定年規程

学校法人宮崎学園教職員定年規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人宮崎学園（以下「学園」という。）が設置する各学校が定める定年に関する規定に基づき、定年制雇用教職員の定年に関する事項について定めることを目的とする。

(定年)

第2条 定年制雇用教職員の定年は、次のとおりとする。

- (1) 宮崎国際大学及び宮崎学園短期大学の教育職員 年齢満65歳
- (2) 前号以外の教育職員及び事務職員 年齢満60歳

(定年による退職)

第3条 定年制雇用教職員は、定年に達した日の属する年度末に退職する。

(学長の職)

第4条 宮崎国際大学ならびに宮崎学園短期大学の学長の職にある者は、定年年齢を定めず、学長の任期によるものとする。

(再雇用)

第5条 学園を定年退職した者が希望するときは、満65歳の年度末まで常勤又は非常勤（週20時間以上30時間未満）で再雇用することができる。ただし、就業規則の免職事由又は退職事由（年齢に係るものを除く。）に該当する場合は、適用外とする。

- 2 前項に規定する再雇用の常勤・非常勤の別、及び職種については、担当職務の業務量、当該教職員の勤務成績及び勤務態度等に関する所属長の内申を受け、学園の財政状況を勘案して理事長が決定するものとする。
- 3 再雇用の契約期間は1年以内とし、雇用契約を締結して行う。契約更新についても、同様とする。
- 4 再雇用に関する取扱いは、定年退職者の再雇用に関する規程に定めるところによる。

(特例)

第6条 学園が特に業務に必要と認めるときは、第2条第1項第1号又は第5条第1項にかかわらず満65歳を超えて雇用することができる。

- 2 前項の契約期間は1年以内とし、雇用契約を締結して行う。契約更新についても、同様とする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成7年3月27日から施行する。
- 2 学校法人宮崎学園教職員定年規程、宮崎女子短期大学及びオービック専門学校教員定年規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成10年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 次の表の左欄に掲げる期間における第5条第1項及び第6条第1項の規定の適用については、同項中「65歳」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	62歳
平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	63歳
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	64歳

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

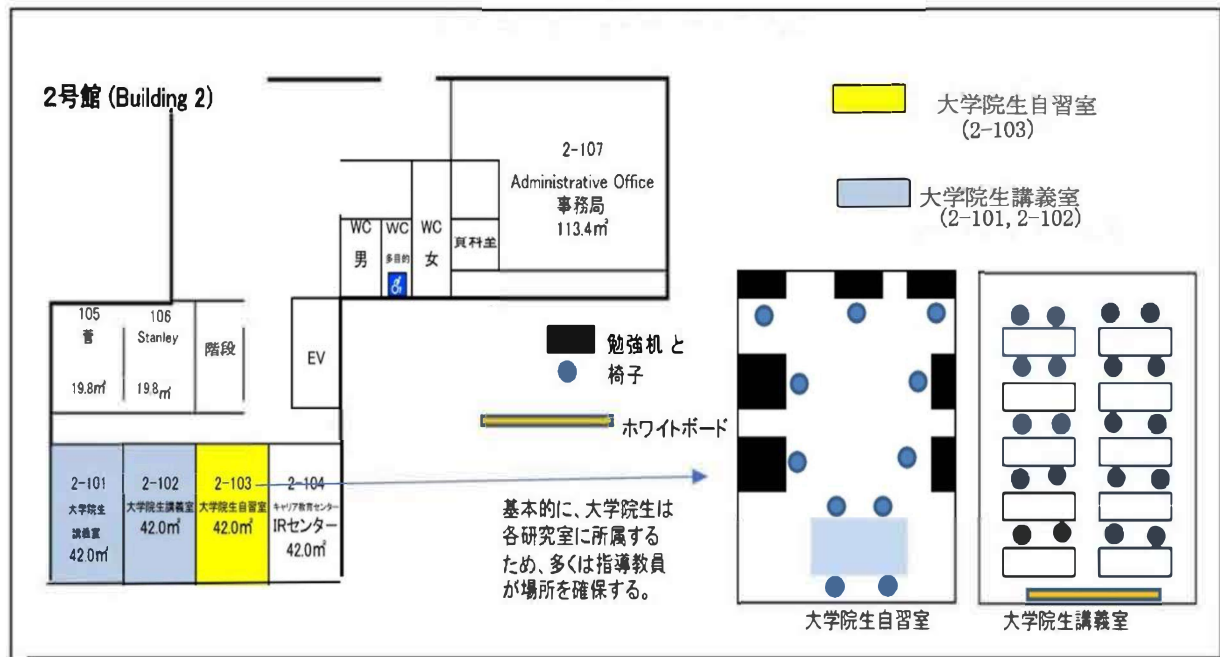
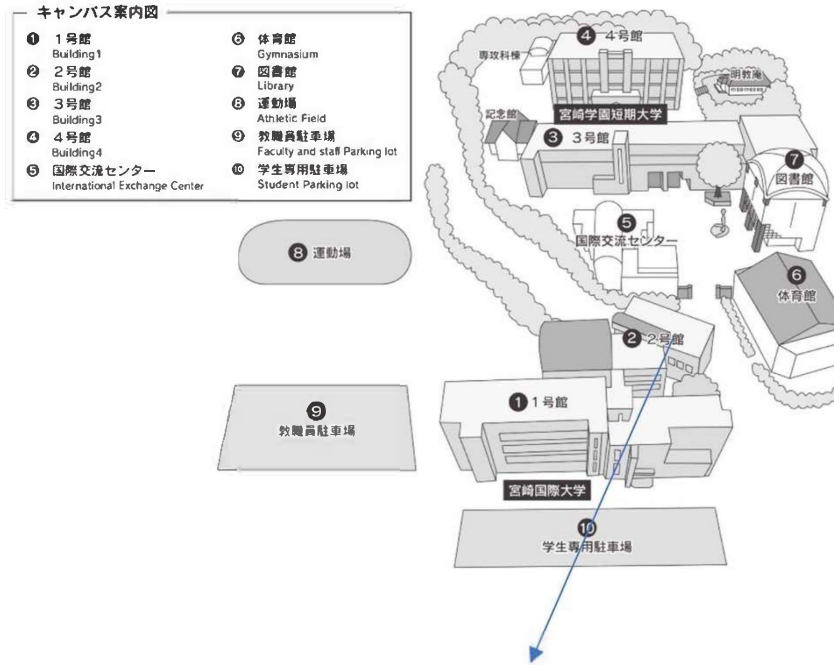
附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月31日から施行する。

資料10. 大学院生用自習室、講義室



資料11. 宮崎国際大学サテライトオフィス

宮崎国際大学サテライトオフィス
〒880—8503
宮崎市昭和町3番地 宮崎学園高等学校 北校舎（経営情報科）1階

JR宮崎駅より徒歩10分

駐車場は宮崎学園高校裏の駐車場をご利用ください。（正門横の道路より入って左手）

資料12. 宮崎国際大学大学院学則

宮崎国際大学大学院学則

目次

- 第1章 総則
 - 第1節 目的等
 - 第2節 組織
 - 第3節 教員組織
 - 第4節 研究科委員会
- 第2章 修業年限及び在学年限
- 第3章 学年、学期及び休業日
- 第4章 入学
- 第5章 教育の方法及び履修方法等
- 第6章 課程の修了要件及び学位授与
- 第7章 休学、退学、除籍、転学・転コース、留学、復学
- 第8章 賞罰
- 第9章 入学検定料・入学金及び授業料等
- 第10章 奨学金制度
- 第11章 雑則
- 第12章 学則の改廃

第1章 総 則

第1節 目 的 等

(趣旨)

第1条 この学則は、宮崎国際大学学則（以下「大学学則」という。）第3条第3項の規定により、宮崎国際大学大学院（以下「本学大学院」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本学大学院は、学校法人宮崎学園の建学の精神「礼節・勤労」に則り、グローバル社会の多様性を尊重し、グローバルな要請にも応じられるよう、特に言語と国際文化・社会に関する教育を通して、多様な人種が共存し豊かな国際社会を築くことに貢献できる専門的職業人を育成することを目的とする。

- (1) 高い語学力と高度な国際コミュニケーション分野の知識を身に付け、グローバル社会で確実なコミュニケーション力を発揮できる能力を有する。
- (2) 国際コミュニケーションの観点から専門的な研究を行うために必要な学術的思考力を身に付け、国際社会の課題や諸問題を理解し、論理的かつ批判的に分析する能力や問題・課題の解決に向けて提言・実行する能力を有する。
- (3) グローバルな交渉現場に必要な、客観的思考力や高度な推理・判断力を常に向上させる意欲・関心・態度を有する。
- (4) 異文化の多様性を客観的に見つめ、それぞれの特徴を的確に判断できる能力や異文化に関する知識を有する。

(5) 現代のグローバル社会のさまざまな課題に対し学際的研究ができる能力を有する。

(自己点検・評価)

第3条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、本学大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本学大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、FD活動を法令に準じて行うものとする。

第2節 組 織

(課程)

第4条 本学大学院に、修士課程を置く。

(研究科及び専攻)

第5条 本学大学院に、国際教養研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 前項の研究科に置く専攻並びにその入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員	コース
国際教養研究科	国際教養学専攻	5名	10名	国際コミュニケーションコース
				国際社会研究コース

3 各コースの教育研究上の目的は次のとおりとする。

- (1) 「国際コミュニケーションコース」では、英語コミュニケーション能力の向上に重きを置いており、グローバル社会で確実なコミュニケーション力を発揮できる能力を有する人材を養成する。
- (2) 「国際社会研究コース」では、多国の異文化理解や国際社会事情（課題や問題）に重きを置いており、異文化の多様性を客観的に見つけ、それぞれの特徴を的確に判断できる能力や異文化に関する知識を身に付け、現代のグローバル社会のさまざまな課題に対し学際的研究ができる能力を有する人材を養成する。

第3節 教員組織

(教員組織)

第6条 本学大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、原則として宮崎国際大学（以下「本学」という。）の教授、准教授及び講師の中からこれを充てる。

2 必要がある場合は、非常勤講師を加えることができる。

3 本学大学院に研究科長を置く。

- (1) 研究科長は、研究科の専任の教授をもって充て、研究科の校務をつかさどる。
- (2) 研究科長は、研究科委員会での互選により候補者を選び、学長と理事長の協議で決定する。
- (3) 研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えないものとする。
- (4) 研究科長に欠員が生じたときは、改めて選考を行うこととし、後任者の任期は、前任者の

残任期間とする。

4 本学大学院に副研究科長 1 人を置く。

- (1) 研究科長に事故があるときは、副研究科長がその職務を代行する。
- (2) 副研究科長は、研究科の専任の教授をもって充て、研究科長が指名する。
- (3) 副研究科長は、研究科長の職務を助ける。
- (4) 副研究科長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、研究科長の任期の終期を超えることはできない。

第 4 節 研究科委員会

(研究科委員会)

第 7 条 本学大学院の運営に係る事項を審議するため研究科委員会を置き、学長を除く研究科専任の教員をもって組織する。

2 研究科委員会についての審議事項等については別に定める。

第 2 章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第 9 条 本学大学院の修業年限は、2 年とする。

(在学年限)

第 10 条 本学大学院の学生は、4 年を超えて在学することができない。

第 3 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第 11 条 本学大学院の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期及び授業期間)

第 12 条 学年を次の 2 学期に分ける

前期 4 月 1 日より 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日より翌年 3 月 31 日まで

- 2 学長は、必要と認めた場合は、前項の日程を変更することができる。
- 3 1 年間のうち授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(休業日)

第 13 条 本学大学院の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 夏季休業
- (4) 冬季休業

(5) 春季休業

2 前項の規定にかかわらず、学長は教育上必要と認める場合には、休業日に授業を課すことができる。

第4章 入学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、秋季入学の場合は、後期の始めとする。

(入学の資格)

第15条 本学大学院に入学することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 一般選抜及び社会人選抜での入学

ア 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者

イ 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者

ウ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

エ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育法における16年の課程を修了した者

オ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

カ 文部科学大臣の指定した者（昭和28年2月7日文部省告示第5号）

キ 大学に3年以上在学し、または外国において学校教育における15年の課程を修了し、本研究科が所定の単位を優秀な成績をもって取得したとして認めた者

ク 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育法における16年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該過程を修了した者

ケ 学校教育法第102条第2項の規定により、本研究科以外の研究科に入学した者であって、本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

コ 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

(2) 外国人留学生特別選抜での入学

一般選抜のいずれかの出願資格に該当する者で、外国の国籍を有し、日本における在留資格が本学の入学に支障がない者

(入学の志願の手続き)

第16条 本学大学院に入学を志願する者は、別に定める書類に入学検定料を添えて所定の期日までに学長に提出しなければならない。

(入学試験)

第 17 条 入学志願者の選考は、研究科において教育を受けるに必要な学力及び能力について行う。

2 前項の選考の方法は、研究科委員会が定める。

(入学の手続及び入学許可)

第 18 条 合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学大学院所定の書類を学長に提出するとともに、入学金を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者について、研究科委員会の議を経て、入学を許可する。

3 正当な理由なくして第 1 項の手続きを怠る者は、入学を許可しない。

第 5 章 教育の方法及び履修方法等

(教育の方法)

第 19 条 本学大学院における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行うものとする。

2 本学大学院における履修方法並びに授業科目及びその単位数、その他必要な事項は「大学院履修要項」に定める。

(授業の方法)

第 21 条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることがある。

(指導教員グループ)

第 22 条 研究科における研究・教育の指導は、主指導教員 1 人及び副指導教員 2 人からなる指導教員グループにより行うものとする。

2 主指導教員は、研究指導を担当する資格を有する教授及び准教授とする。

3 副指導教員は、原則として、各コースの研究指導又は研究指導の補助を担当する資格を有する教員のうちから各 1 人を、主指導教員が当該学生と協議の上、決めるものとする。

(研究指導計画書)

第 23 条 指導教員グループは、当該学生に対して課程修了までの研究指導計画書を作成した上で、学生に明示し、研究科長へ提出する。

(教育方法の特例)

第 24 条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期におい

て授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(履修方法)

第 25 条 研究科の学生は、別表に掲げる授業科目のうちから 30 単位以上を修得しなければならない。

(授業科目の選定等)

第 26 条 履修する授業科目の選定は、指導教員の指示に従うものとする。

- 2 指導教員が教育研究上必要と認めるときは、他のコースの授業科目及び単位を指定して履修させることができる。
- 3 前項の規定により修得した単位については、課程修了の要件となる単位に充当することができる。

(単位の計算方法)

第 27 条 単位の計算については、次のとおりとする。

- (1) 講義は、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 演習は、15 時間又は 30 時間を持って 1 単位とする。
- (3) 実験・実習・実技及び研究は、30 時間から 45 時間をもって 1 単位とする。

(授業科目履修の認定等)

第 28 条 各授業科目の履修の認定は、試験又は研究報告により行うものとする。

- 2 前項の試験は、原則として每学期末又は毎学年末に行うものとする。ただし、病気その他やむを得ない理由のため受験できなかった者に対しては、追試験を行うことがある。

第 29 条 各授業科目の成績は、A (秀)、B (優)、C (良)、D (可)、F (不可) の 5 種の評語をもって表し、A (秀)、B (優)、C (良)、D (可) を合格とし、F (不可) を不合格とする。

評 点	評 語	認 定
100 点～90 点	A (秀)	合格
89 点～80 点	B (優)	合格
79 点～70 点	C (良)	合格
69 点～60 点	D (可)	合格
59 点～ 0 点	F (不可)	不合格

- 2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。
- 3 不合格の授業科目については、再試験を受けさせることができる。

(成績評価に関する申立て)

第 30 条 成績評価を受けた者で成績評価に異議がある場合は、原則として、各学期末までに研究

科長に異議を申立てることができる。

(他大学の大学院における授業科目の履修等)

第31条 研究科長は、教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院との協議に基づき、学生に当該他大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した授業科目の単位については、研究科委員会の議を経て、10単位を限度として、課程修了の要件となる単位として認めることができる。
- 3 研究科長は、教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に他大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。
- 4 第1項に定める授業科目の履修の期間及び前項に定める研究の期間は、原則として1年以内とする。

(学位論文又は特定の課題についての研究成果の報告書の提出)

第32条 学位論文あるいは特定の課題についての研究成果の報告書は、定められた期日までに提出しなければならない。

- 2 学位論文の提出資格については「学位論文審査細則」に定める。
- 3 特定の課題についての研究成果の報告書の提出資格については「特定の課題についての研究成果審査細則」に定める。

(学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験の方法)

第33条 研究科委員会は、審査委員会を設置し、学位論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。

- 2 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づいて、学位論文及び最終試験の合否を決定するものとする。
- 3 学位論文審査に関する事項は「学位論文審査細則」に定める。
- 4 特定の課題についての研究成果審査に関する事項は「特定の課題についての研究成果審査細則」に定める。

第6章 課程の修了要件及び学位授与

(課程の修了要件)

第34条 本学大学院に2年以上在学し、第25条第1項に定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格した者については、研究科委員会の議を経て、学長が修士課程の修了を認定する。

- 2 修了の時期は、3月及び9月とする。

(学位の授与)

第35条 学長は、修士課程を修了した者に、修士(国際コミュニケーション学)又は修士(国際社会学)の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 休学、退学、除籍、転学・転コース、留学、復学

(休学)

第36条 疾病その他特別の理由により、引き続き2カ月を超えて修学することが困難で、休学しようとする者は、保証人連署の上、休学願を提出しなければならない。

2 学長は、疾病その他特別の理由により、修学が適当でないと認められる者については、研究科委員会の議を経て、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認められるときには、学長は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

4 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

5 休学期間は、第10条に規定する在学年限及び第34条に規定する在学年数に算入しない。

6 休学者が復学するときは、所定の期日までに復学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。復学は学期の始めからとする。

7 休学期間中の学生納付金は、第48条第3項に準ずる。

(退学)

第37条 疾病その他の事由により退学したい者は、保証人連署の上退学願を提出し、研究科委員会での承認及び学長の許可を経て退学できる。

2 前条によって退学を許可された者が、再入学を願い出るときは、研究科委員会の議を経て、学長がこれを許可する。

3 ただし、再入学の願い出が学期の途中であるときは、次の学期から許可する。

4 退学を願い出る者は、その学期までの授業料等学生納付金を納入しなければならない。

5 退学しようとする者は、退学前に退学願を提出しなければならない。

(除籍)

第38条 学長は、次の各号の一に該当する場合は、研究科委員会の議を経て除籍する。

(1) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められた者

(2) 所定の登録手続きをせず、また休学・退学の手続きをしない者

(3) 授業料、諸費の未納が3カ月以上に及ぶ者

(4) 在学年限を経過してもなお卒業に必要な単位を取得できない者

(5) 休学期間を超えてもなお復学もしくは退学しない者

(6) 死亡又は行方不明の者

2 除籍された者が再入学を願い出たときは、学長は研究科委員会の議を経てこれを許可する。

(転学・転コース)

第39条 他の大学の大学院に転学しようとする者は、転学前に転学届を提出しなければならない。

2 転コースを希望する者については、受入れ分野の選考を経て、教育効果及び修業年限等を勘案し、研究科委員会で審議の上、認めることができる。

(留学)

第40条 本学大学院に在籍のまま外国の大学の大学院で学修しようとする者は、研究科委員会の議を経て、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第34条に定める在学年数に含めることができる。

3 留学の期間や留学先での単位については第31条を準用する。

(復学)

第41条 学長は、次のいずれかに該当する者を、研究科委員会の議を経て、復学又は復籍させることができる。

(1) 休学中の者で休学理由が消滅し、復学を願い出た者。

(2) 第38条第1項第3号の規定により除籍された者で、当該滞納納入金を添えて復籍を願い出た者。

(3) (1)及び(2)の者が復学・復籍した場合、以前の単位は卒業取得要件に含まれる。

第8章 賞 罰

(表彰)

第42条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を、研究科委員会の議を経て、表彰することができる。

(懲戒)

第43条 学長は、本学大学院の学則その他の規定に違反し、又は学生としての本分に著しく反する行為があった者を懲戒することができる。

2 学生懲戒委員会は懲戒の可否及び懲戒処分の軽重を審議し、その結果を研究科委員会に提案する。

3 懲戒の可否及び懲戒処分の軽重は、研究科委員会委員会の議を経て、学長が決定する。

4 懲戒の種類は、譴責、停学及び退学とする。

5 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行なう。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなく、出席が常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第44条 前条の決定による懲戒に対し異議ある者は、学長に対して再審査を請求することができる。

第9章 入学検定料・入学金及び授業料等

(入学検定料)

第 45 条 第 16 条に定める入学検定料は 30,000 円とする。ただし、本学卒業生の入学検定料は 10,000 円とする。

(入学金等)

第 46 条 第 18 条に定める本学大学院の学生の入学金は、200,000 円とする。ただし、本学卒業生の入学料は 100,000 円とする。

(再入学金)

第 47 条 第 37 条 2 項の規定により、退学した者、及び第 38 条第 1 項第 3 号の規定により除籍された者が再入学を許可された場合には、前条に定める入学金の 2 分の 1 を納入しなければならない。

(授業料)

第 48 条 授業料は 750,000 円とし、これを次の 2 期に分けて指定期日までに納入しなければならない。

前期 (4月1日から9月30日まで) 納期 4月10日まで

後期 (10月1日から翌年3月31日まで) 納期 10月31日まで

2 授業料は、欠席又は停学中であってもこれを減免しない。

3 学期が始まる前に休学願を提出した場合の休学期間中の授業料の納入は免除する。

(1) なお、外国籍の学生が、兵役等出身国の定めにより、やむを得ず休学しなければならない場合は、学長がこれを免除することができる。

4 学期の途中において休学する場合は、その学期分の授業料を納入しなければならない。

(退学・除籍者の学納金の取扱い)

第 49 条 退学、除籍の者であっても、既納の学生納付金は返還しない。また、未納のときは、直ちにこれを納入しなければならない。

第 10 章 奨学金制度

(奨学金の給付及び貸与)

第 50 条 本学大学院に奨学金制度を置き、奨学金の給付及び貸与を行う。

2 奨学金に関する事項は、別に定める。

第 11 章 雑 則

(科目等履修生)

第 51 条 本学大学院に科目等履修生を入学させることができる。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(公開講座)

第 52 条 地域社会の教育、学術及び文化の振興と普及に貢献するため、公開講座を開設すること

ができる。

2 公開講座に関する事項は、別に定める。

第12章 学則の改廃

(学則の改廃)

第53条 学則の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が決定し、理事会の承認を得なければならない。

(事務)

第54条 研究科に係る事務については、本学の事務局において処理する。

附 則

本学則は、令和5年4月1日から施行する。なお、本学則の施行後最初に選出される研究科長は、第6条第3項の規定にかかわらず、本学の学部長から選出され、その任期は、同項第3号の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

別表 国際教養研究科国際教養学専攻修士課程授業科目及び単位数

授業科目		単位数		備考									
		必修	選択										
基盤 共通 科目	国際コミュニケーション概論	2											
	外国語教育学概論	2											
	情報処理学特論	2											
	国際文化・芸術学概論	2											
	英語表現概論	2											
基盤 選 択 科 目	交流セミナー特論（融合科目）		2										
	国際経済学特論		2										
	環境・生命科学特論		2										
	数理・データサイエンス特論		2										
	社会心理学特論		2										
	英米文学特論		2										
	中国語特論		2										
	日本教育史特論		2										
コ ー ス 別 特 別 科 目	国際社会研究 コース (国際環境生命学演習 国際食料問題演習 グローバル生態学演習 日本教育史学演習 社会心理学演習 数理統計分析学園集 データサイエンス演習 情報マネジメント・セキュリティ演習 英米文学演習 地域文化学演習 国際経済学演習)		6	*国際社会研究コースに属する学生には基礎演習及び研究は必修。									
					国際社会研究（修士論文）		8						
					国際 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン コ ー ス	国際コミュニケーション学基礎演習 (データサイエンス応用演習 英語教育演習 情報処理学演習 日本語人類学演習 応用言語学演習)		6	*国際コミュニケーションコースに属する学生には基礎演習及び研究は必修。				
										国際コミュニケーション学研究（修士論文）		8	

資料13. 宮崎国際大学大学院国際教養研究科委員会規程

宮崎国際大学大学院国際教養研究科委員会規程

令和3年9月10日
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎国際大学大学院学則第7条の規定に基づき、宮崎国際大学大学院国際教養研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 研究科委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 副研究科長
- (3) コース長および研究指導科目担当教員

2 委員会が必要と認めたときは、前項以外の者を構成員に加えることができる。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究科の教員人事に関する事項
- (2) 研究科の予算に関する事項
- (3) 研究科の教育課程の編成に関する事項
- (4) 研究科学生の入学、修了その他在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (5) その他研究科の教育又は研究に関する重要事項

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副研究科長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、定例委員会及び臨時委員会とする。

- 2 定例委員会は、原則として毎月1回、臨時委員会は、委員長が必要と認めたときに招集するものとする。

(会議の成立)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、海外出張中及び海外研修中の教授は、構成員の数から除くものとする。

(議決)

第7条 委員会の議事は、特に定めるもののほか、出席構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要と認めたときは、委員会の承認を得て、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(研究科運営委員会)

第9条 研究科委員会に、研究科の運営を円滑に行うため研究科運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

- 2 研究科委員会が、運営委員会に委ねた事項については、運営委員会の議決をもって研究科委員会の議決とすることができる。
- 3 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(事務)

第10条 研究科に係る事務については、宮崎国際大学の事務局において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

資料14. 宮崎国際大学大学院国際教養研究科運営委員会規程

宮崎国際大学大学院国際教養研究科運営委員会規程

令和3年9月10日

制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎国際大学大学院国際教養研究科委員会規程第9条第3項の規定に基づき、宮崎国際大学大学院国際教養研究科運営委員会（以下「運営委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 研究科の教員人事に関する事項
- (2) 研究科の教務及び学生に関する事項
- (3) 学位審査、学位授与に関する事項
- (4) 研究科学生の入学、転入学、転専攻、転コースに関する事項
- (5) 研究科の予算に関する事項
- (6) 研究科の将来構想に関する事項
- (7) 研究科のFDに関する事項
- (8) 研究科委員会から審議を付託された事項
- (9) その他委員会が必要とする事項

(組織)

第3条 委員会は、研究科長（専攻長）、各コース長、及びコース構成教員（必ずしも研究指導科目担当教員とは限らない）から各1名の計5名で構成する。

(委員の任期)

第4条 前条の各コース担当委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、コース長のいずれかがその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、2/3以上の出席をもって成立する。

- 2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 委員に事故があるときは、その代理人を出席させるものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員会は、研究科委員会等に適宜検討の経過報告を行うものとする。

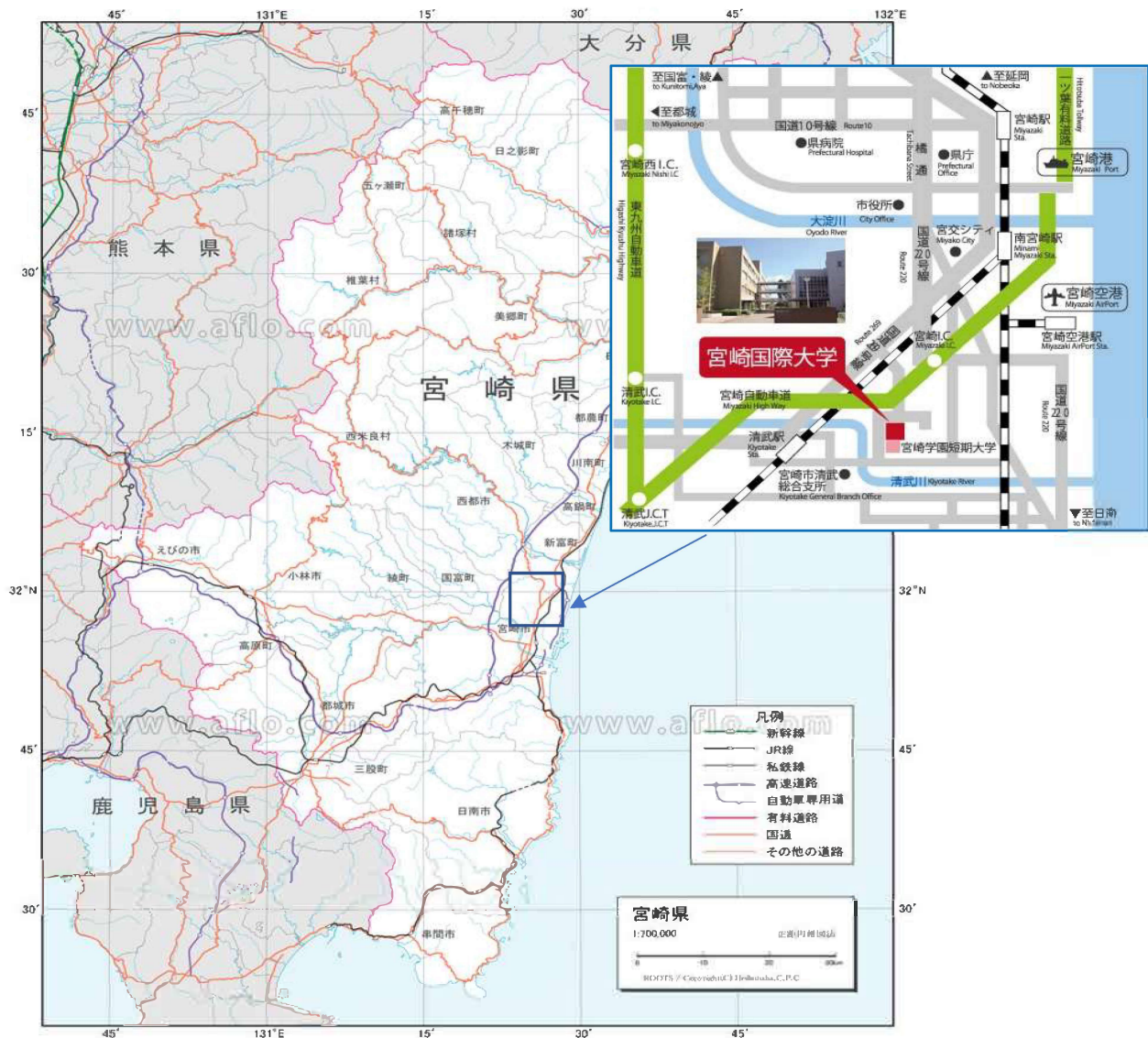
(事務)

第9条 委員会の事務は、宮崎国際大学の事務局において処理する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

資料15. 地図



住所：宮崎県宮崎市清武町加納丙1405番地

電話：0985 85 5931

アクセス：

JR 日豊本線清武駅(宮崎駅から乗車して8分)より徒歩 15分

宮崎空港からタクシー 20分

宮崎自動車道・東九州自動車宮崎 I.C より 15分